

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 1月20日

【会社名】 ユナイテッド&コレクティブ株式会社

【英訳名】 UNITED&COLLECTIVE CO. LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂井 英也

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル23F

【電話番号】 03-6277-8088(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 中瀬 一人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル23F

【電話番号】 03-6277-8088(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 中瀬 一人

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

| | |
|---------------------|--------------|
| 募集金額 | |
| ブックビルディング方式による募集 | 271,915,000円 |
| 売出金額 | |
| (引受人の買取引受による売出し) | |
| ブックビルディング方式による売出し | 42,000,000円 |
| (オーバーアロットメントによる売出し) | |
| ブックビルディング方式による売出し | 54,180,000円 |

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|-------------|---|
| 普通株式 | 228,500(注)2 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 平成29年1月20日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成29年2月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、38,700株を上限として、S M B C 日興証券株式会社が当社株主である坂井英也(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。これに関連して、当社は、平成29年1月20日開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式38,700株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成29年2月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成29年2月7日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | | | |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | | | |
| ブックビルディング方式 | 228,500 | 271,915,000 | 147,154,000 |
| 計(総発行株式) | 228,500 | 271,915,000 | 147,154,000 |

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成29年1月20日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成29年2月15日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,400円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は319,900,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 発行 価格 (円) | 引受 価額 (円) | 払込 金額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込株数 単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定 (注) 1 | 未定 (注) 1 | 未定 (注) 2 | 未定 (注) 3 | 100 | 自 平成29年 2月16日(木) 至 平成29年 2月21日(火) | 未定 (注) 4 | 平成29年 2月22日(水) |

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成29年 2月 7日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年 2月15日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年 2月 7日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成29年 2月15日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成29年 2月15日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年 2月23日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年 2月 8日から平成29年 2月14日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|----------------------|
| 株式会社みずほ銀行 高田馬場支店 | 東京都新宿区高田馬場 3 - 3 - 6 |

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-----------------|---------------------|--------------|---|
| S M B C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 未定 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年2月22日(水)までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | | |
| いちよし証券株式会社 | 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 | | |
| 株式会社S B I証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | | |
| 岡三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 | | |
| マネックス証券株式会社 | 東京都千代田区麹町二丁目4番地1 | | |
| 計 | | 228,500 | |

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成29年2月7日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年2月15日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 294,308,000 | 7,250,000 | 287,058,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,400円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額287,058千円及び「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限49,671千円については、事業規模拡大のため、その全額を平成30年2月期における「てけてけ」新規出店10店舗のための設備資金へ充当する予定であります。

その内訳は、建物・建物附属設備として310,000千円、敷金及び保証金として26,729千円を見込んでおります。平成30年2月期における設備計画の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載の通りであり、不足分については、金融機関からの資金調達にて充当する予定であります。

なお、上記手取金は、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年2月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|--------|------------|---|
| | 入札方式のうち入札による売出し | | | |
| | 入札方式のうち入札によらない売出し | | | |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 30,000 | 42,000,000 | 東京都豊島区 坂井満男 20,000株 東京都豊島区 坂井キヨ子 10,000株 |
| 計(総売出株式) | | 30,000 | 42,000,000 | |

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、38,700株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,400円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込株数 単位 (株) | 申込 証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受 契約の 内容 |
|----------------------|-------------|--|-------------------|------------------|-----------------------|---|------------------|
| 未定 (注) 1 (注) 2 | 未定 (注) 2 | 自 平成29年 2月16日(木) 至 平成29年 2月21日(火) | 100 | 未定 (注) 2 | 引受人の本店 及び全国各支 店 | 東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C 日興証券株式会社 | 未定 (注) 3 |

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成29年2月15日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 種類 | 売出数(株) | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 | |
|----------|-----------------------|----------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| | 入札方式のうち入札 による売出し | | | |
| | 入札方式のうち入札 によらない売出し | | | |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 38,700 | 54,180,000 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社 |
| 計(総売出株式) | | 38,700 | 54,180,000 | |

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,400円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込株数単位 (株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約 の内容 |
|-------------|--|---------------|--------------|------------------------------------|--------------------|--------------|
| 未定 (注)1 | 自 平成29年 2月16日(木) 至 平成29年 2月21日(火) | 100 | 未定 (注)1 | S M B C 日興証券 株式会社の本店及 び全国各支店 | | |

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成29年2月15日)に決定する予定であります。
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、38,700株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成29年3月23日を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成29年3月23日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成29年2月15日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成29年1月20日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

| | | |
|-----|----------------------|---|
| (1) | 募集株式の数 | 当社普通株式 38,700株 |
| (2) | 払込金額 | 未定(注)1 |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2 |
| (4) | 払込期日 | 平成29年3月28日(火) |

- (注) 1. 払込金額は、本募集による新株式発行における払込金額(会社法上の払込金額)と同一といたします。
2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成29年2月15日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人である坂井英也、当社株主であるパトリック&カンパニー株式会社及びサントリー酒類株式会社、当社新株予約権者かつ当社役員である中瀬一人、矢野秀樹、本郷雄太並びに当社新株予約権者である渡邊烈任、佐藤雅幸、柳林義継及び村田世司は、S M B C日興証券株式会社(主幹事会社)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成29年8月21日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 裏表紙に当社のロゴマーク



を記載いたします。

(2) 表紙の次に「理念・事業内容」～「業績」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照下さい。

理念・事業内容

▼ 事業内容

当社は、東京23区を中心とした首都圏において飲食事業を行っており、鶏料理居酒屋「てけてけ」、ハンバーガーカフェ「the 3rd Burger」、創業ブランドである和食「心」の3ブランドを、直営方式にて店舗展開しております。



市場環境

外食業界においては、特に多店舗展開する企業ほど食材加工を外部企業へ委託し、店内での仕込み作業の大幅な削減をすることで、生産性を高め成長してきました。

しかし、コンビニエンスストアチェーンなどが中食事業においても高い商品力を実現してきた近年において、外食企業がこれらと同様に食品加工を外部企業へ委託し、あるいは店舗外となるセントラルキッチンを活用するといった戦略を展開しても、そのボリュームの違いからコンビニエンスストアチェーンなどへ勝ち目が無い時代となってきたと考えております。

そのような市場環境の中、当社は「ISP」を戦略の根幹とした事業展開を行っております。

ISPとは各店舗で食材加工度を高く維持しながら多店舗展開する戦略です。当社がお客様に満足いただける競争力の高い商品の提供を模索する中でたどり着いた、ひとつの結論です。

ISPは店内で仕込むため無駄な冷凍をする必要がなく、不要な保存料を使用する必要もないため、当社ではISPに注力し、フレッシュで安心・安全な美味しい商品作りに取り組んでおります。また、原材料段階から仕入れるため、仕入れコスト圧縮にも寄与しております。

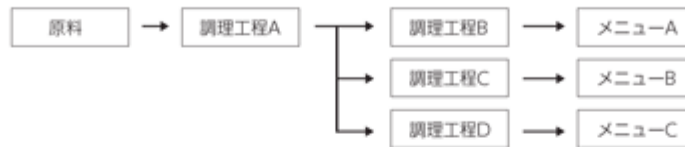
このような取り組みは、個人店規模の飲食店で行っているものであり、チェーン展開する企業では、品質の均一化等の課題へ対応が必要となりますが、当社は次項に記載する5つの取り組みをもとにISP戦略を中心に据えた店舗展開を推進し、自社で展開する各業態を「ISP商品をカジュアルプライスで提供する飲食店」とすることで、他社チェーン店との差別化を図っております。

(注) ISP (In Store Preparation) とは各店舗で食材加工度を高く維持しながら多店舗展開する戦略です。

ISP戦略：5つの取り組み

1 商品の絞り込み

- ・商品数を絞り込むことで調理の合理化を図る
- ・同一食材の同一調理過程から複数メニューへ展開



2 作業の機械化・自動化

- ・店内調理の生産性向上
⇒機械を導入することで一部の仕込み作業を効率化する。
- ・仕込み調理の品質均一化

3 精緻な教育制度・免許制度

正社員及びアルバイトの教育システムの確立

- ・調理マニュアル・接客マニュアル
⇒動画等でキメ細かく解説することで、目で見て正しく覚える。
- ・ビアマイスター制度
⇒高品質なビール提供のための社内免許制度。
- ・焼き師制度
⇒主力商品の品質安定のための社内制度。

4 直営出店主義

当社の経営理念を理解し、全店で共通したサービスの提供の為に、全店直営店として出店

- ・料理品質の管理
- ・接客サービスの管理
- ・店内清掃の管理

5 ドミナント出店

- ・首都圏に特化した店舗展開
- ・出店エリアを絞ることで経営効率を高める
⇒店舗マネジメントを容易にする。
⇒店舗間の人材・食材の相互協力により、効率化を高める。

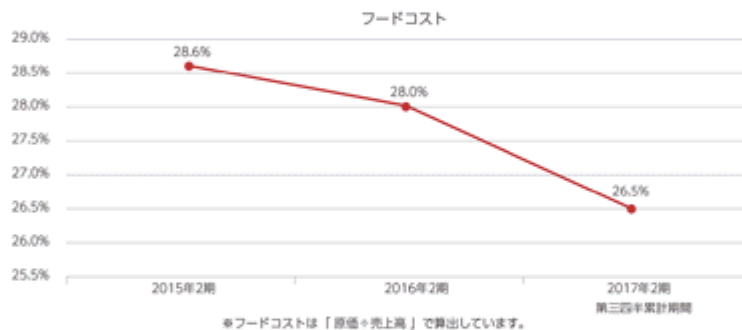
ISP戦略が生み出す「長期的競争優位性」

▼ 商品力

毎日店内で調理することにより、フレッシュで安心・安全な美味しい商品づくりに取り組んでいます。

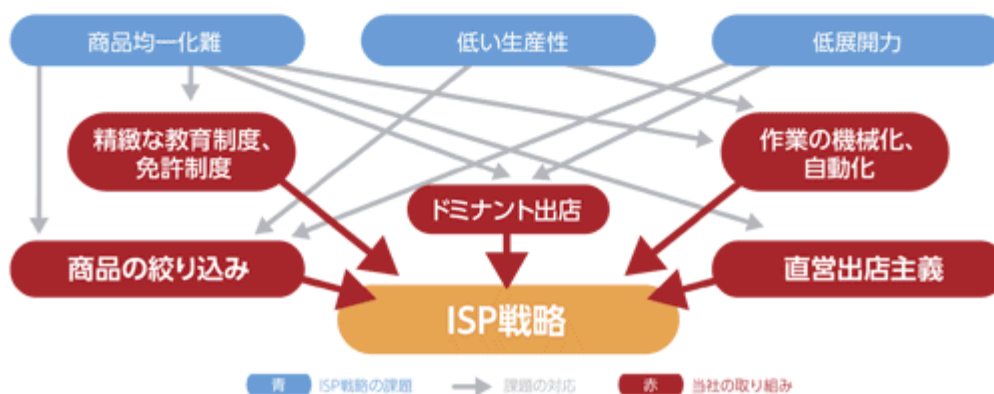


▼ 抑えられるフードコスト



- ・原料段階から仕入れ、コストを削減。
- ・商品の絞り込みにより、仕入れ食材も絞り込み、ボリュームディスカウントを実現。
- ・原価率が低いオリジナルドリンクの導入を推進。

ISP戦略 概念図



店舗展開力

▼ 居抜き物件を活用し、低コストで出店

居酒屋チェーンが出退店を繰り返していく中で居抜き物件を活用。



業態紹介（てけてけ）

“高度成長期”をコンセプトにした店内で、「にんにく醤油ダレ」で焼き上げる焼き鶏や、濃厚コラーゲンスープの「博多水炊き」などの鶏料理を中心とした鶏料理居酒屋。

▼ 業態の特徴

ISP商品をカジュアルプライスで提供。

オリジナルの日本酒・焼酎・自家製サワーなどを提供。

▼ 商品特徴

オリジナルアルコール。

店舗で丁寧に剥いだレモンをお酒に漬け込んで作る「てけレモン」のほか、“本当に旨い酒をコストパフォーマンス高く提供する”というコンセプトのもと、オリジナル日本酒/オリジナル焼酎などを提供。



当社オリジナルアルコール(左からてけレモン・クリーミーてけレモン・てけボール)

焼酎は鹿児島県の酒蔵と協働し、紅薩摩を原料として甕仕込みした焼酎。



てけてけ新宿総本店

塩つくね

秘伝のんにく醤油ダレ焼き鶏

コラーゲンたっぷりの博多水炊き

業態紹介 (the 3rd Burger)

「the 3rd Buger」は「Real Fresh, Real Burger 毎日食べても体が喜ぶ、これまでにない第3のハンバーガーカフェ」をコンセプトとしています。

▼業態の特徴

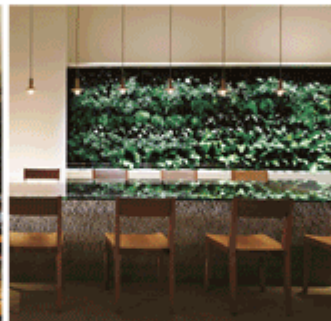
オリジナリティのある健康志向の商品を提供。

▼商品特徴

パンズは、毎日店内で発酵から焼き上げまで行う。
パティは、生のブロック肉を仕入れ、毎日店内でカットしミンチにして成形を行う。



the 3rd Burger青山骨董通り店（外観）



the 3rd Burger青山骨董通り店（内観）



the 3rd Burgerスムージーポテトセット

業態紹介 (心)

コンセプトは「日本の潔さ」。奇をてらわず、本物の食材を日本全国から仕入れ、海鮮料理を中心とした和食を提供する、当社の創業ブランド。



心 神楽坂店（外観）



心 神楽坂店（内観）



心 全部盛り



のどぐろの煮付け

業績

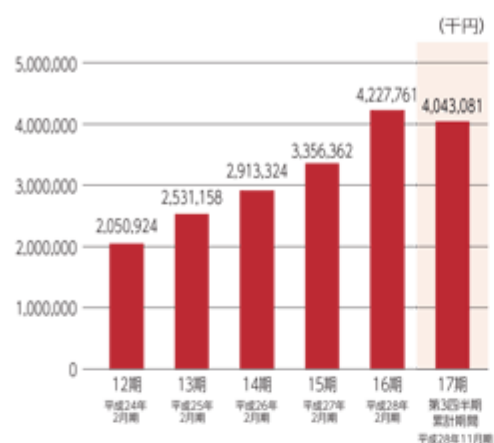
主要な経営指標等の推移

| 回次 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 | 第16期 | 第17期 第3四半期 |
|---------------------------------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 決算年月 | 平成24年2月 | 平成25年2月 | 平成26年2月 | 平成27年2月 | 平成28年2月 | 平成28年11月 |
| 売上高 (千円) | 2,050,924 | 2,531,158 | 2,913,324 | 3,356,362 | 4,227,761 | 4,043,081 |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円) | 54,535 | 31,018 | △6,593 | 70,099 | 82,455 | 156,386 |
| 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△) (千円) | 14,393 | △54,710 | 18,504 | 14,892 | 43,984 | 85,944 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | — | — | — | — | — | — |
| 資本金 (千円) | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 発行済株式総数 (株) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |
| 純資産額 (千円) | 126,751 | 72,041 | 90,714 | 405,662 | 449,647 | 535,592 |
| 総資産額 (千円) | 988,983 | 1,168,601 | 1,831,377 | 2,314,904 | 2,711,195 | 3,176,267 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 126,751.39 | 72,041.22 | 90,545.93 | 368.58 | 408.57 | — |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | — | — | — | — | — | — |
| 1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円) | 14,393.53 | △54,710.17 | 18,504.71 | 14.53 | 39.99 | 78.13 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円) | — | — | — | — | — | — |
| 自己資本比率 (%) | 12.8 | 6.2 | 4.9 | 17.5 | 16.6 | 16.9 |
| 自己資本利益率 (%) | 12.0 | — | 22.8 | 6.0 | 10.3 | — |
| 株価収益率 (倍) | — | — | — | — | — | — |
| 配当性向 (%) | — | — | — | — | — | — |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | — | — | 391,583 | 73,966 | — |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | — | — | △151,045 | △484,832 | — |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | — | — | 212,784 | 354,631 | — |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | — | — | — | 863,741 | 807,507 | — |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名) | 53 (199) | 78 (193) | 101 (205) | 102 (258) | 132 (354) | 148 (430) |

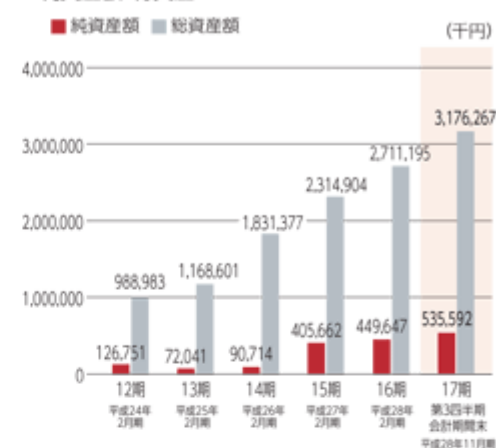
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
5. 第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第14期から第16期及び第17期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
7. 第13期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
8. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 当社は第15期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第12期、第13期及び第14期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 第15期及び第16期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- なお第17期第3四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。
- また、第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
11. 第15期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
12. 当社は、平成28年12月2日開催の取締役会決議により、平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 | 第16期 | 第17期 第3四半期 |
|---------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|
| 決算年月 | 平成24年2月 | 平成25年2月 | 平成26年2月 | 平成27年2月 | 平成28年2月 | 平成28年11月 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 126.75 | 72.04 | 90.55 | 368.58 | 408.57 | — |
| 1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円) | 14.39 | △54.71 | 18.50 | 14.53 | 39.99 | 78.13 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円) | — | — | — | — | — | — |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | — | (—) | (—) | (—) | (—) | (—) |

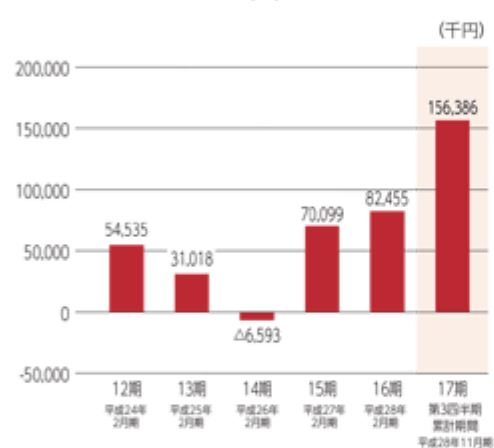
▼ 売上高



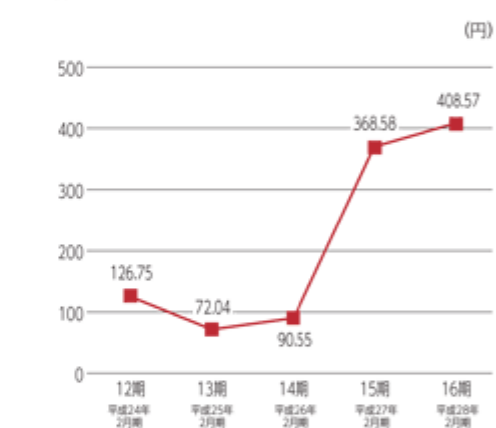
▼ 純資産額/総資産



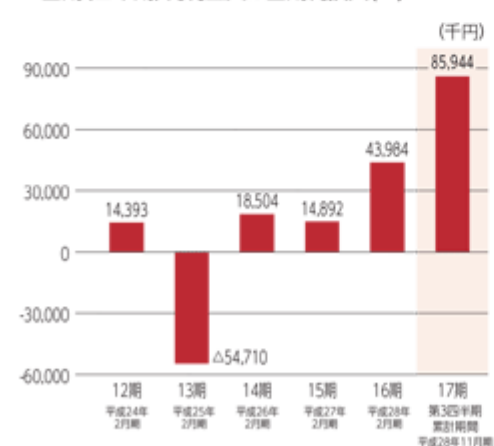
▼ 経常利益又は経常損失(△)



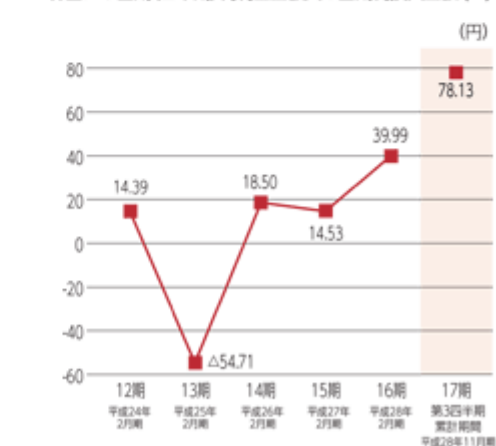
▼ 1株当たり純資産額



▼ 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



▼ 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)



(注) 当社は、平成28年12月21日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 | 第16期 |
|--------------------------------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 決算年月 | 平成24年2月 | 平成25年2月 | 平成26年2月 | 平成27年2月 | 平成28年2月 |
| 売上高 (千円) | 2,050,924 | 2,531,158 | 2,913,324 | 3,356,362 | 4,227,761 |
| 経常利益又は 経常損失() (千円) | 54,535 | 31,018 | 6,593 | 70,099 | 82,455 |
| 当期純利益又は 当期純損失() (千円) | 14,393 | 54,710 | 18,504 | 14,892 | 43,984 |
| 持分法を適用した 場合の投資利益 (千円) | | | | | |
| 資本金 (千円) | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 200,000 | 200,000 |
| 発行済株式総数 (株) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,100 | 1,100 |
| 純資産額 (千円) | 126,751 | 72,041 | 90,714 | 405,662 | 449,647 |
| 総資産額 (千円) | 988,983 | 1,168,601 | 1,831,377 | 2,314,904 | 2,711,195 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 126,751.39 | 72,041.22 | 90,545.93 | 368.58 | 408.57 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | | | | | |
| 1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額() (円) | 14,393.53 | 54,710.17 | 18,504.71 | 14.53 | 39.99 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円) | | | | | |
| 自己資本比率 (%) | 12.8 | 6.2 | 4.9 | 17.5 | 16.6 |
| 自己資本利益率 (%) | 12.0 | | 22.8 | 6.0 | 10.3 |
| 株価収益率 (倍) | | | | | |
| 配当性向 (%) | | | | | |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | | | | 391,583 | 73,966 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | | | | 151,045 | 484,832 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | | | | 212,784 | 354,631 |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 (千円) | | | | 863,741 | 807,507 |
| 従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名) | 53 〔199〕 | 78 〔193〕 | 101 〔205〕 | 102 〔258〕 | 132 〔354〕 |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

5. 第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第14期から第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
7. 第13期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
8. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 当社は第15期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第12期、第13期及び第14期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 第15期及び第16期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。
なお、第12期、第13期及び第14期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。
11. 第15期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当社は平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
12. 当社は、平成28年12月2日開催の取締役会決議により、平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 | 第16期 |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成24年2月 | 平成25年2月 | 平成26年2月 | 平成27年2月 | 平成28年2月 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 126.75 | 72.04 | 90.55 | 368.58 | 408.57 |
| 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (円) | 14.39 | 54.71 | 18.50 | 14.53 | 39.99 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円) | | | | | |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | () | () | () | () | () |

2 【沿革】

| 年月 | 概要 |
|----------|---|
| 平成12年7月 | 東京都新宿区高田馬場に飲食店の経営を目的として、ユナイテッド&コレクティブ(有)を設立 |
| 平成12年9月 | 東京都新宿区に弊社1号店となる『魚・旬菜とお酒 心』高田馬場店をオープン |
| 平成14年6月 | 資本金を10,000千円へ増資するとともにユナイテッド&コレクティブ(有)を株式会社へ組織変更 |
| 平成17年6月 | 東京都港区に、てけてけ業態1号店となる『鶏・旬菜・お酒 てけてけ』赤坂店をオープン |
| 平成21年3月 | 千葉県八千代市に、坂井精肉店業態1号店となる『とんかつ 坂井精肉店』イオンモール八千代緑が丘店をオープン |
| 平成22年4月 | 東京都世田谷区に『秘伝のんにくダレ焼き鶏 塩つくね 博多水炊き てけてけ』三軒茶屋店をオープン |
| 平成22年9月 | 本店を東京都新宿区から東京都港区赤坂ツインタワーに移転 |
| 平成23年11月 | 神奈川県川崎市川崎区に、神奈川県初出店となる『秘伝のんにくダレ焼き鶏 塩つくね 博多水炊き てけてけ』川崎モアーズ店をオープン |
| 平成23年12月 | 東京都新宿区にてけてけ旗艦店となる『秘伝のんにくダレ焼き鶏 塩つくね 博多水炊き てけてけ』新宿総本店をオープン |
| 平成24年11月 | 東京都新宿区にてけてけの新業態『生串と生ワイン 生派 てけてけ』西新宿7丁目店をオープン |
| 平成24年12月 | 東京都港区に、ハンバーガー業態1号店となる『the 3rd Burger』青山骨董通り店をオープン |
| 平成25年9月 | 本店を東京都港区赤坂ツインタワーから赤坂アークヒルズアーク森ビルに移転。 |
| 平成25年11月 | 埼玉県さいたま市浦和区に、てけてけ埼玉県初出店となる『秘伝のんにくダレ焼き鶏 塩つくね 博多水炊き てけてけ』浦和店をオープン 会社分割(新設分割)により(株)坂井精肉店を設立し、同社に坂井精肉店業態の全8店舗を事業譲渡 |
| 平成25年12月 | (株)坂井精肉店の全株式を譲渡 |
| 平成27年7月 | 東京都調布市に『秘伝のんにくダレ焼き鶏 塩つくね 博多水炊き てけてけ』調布北口駅前店をオープン |
| 平成28年6月 | 東京都豊島区に、当社50店舗目となる『秘伝のんにくダレ焼き鶏 塩つくね 博多水炊き てけてけ』池袋東口2号店をオープン |

3 【事業の内容】

当社は、東京23区を中心とした首都圏において飲食事業を行っており、居酒屋業態として鶏料理居酒屋「てけてけ」及び創業ブランドである和食「心」、ファーストフード業態としてハンバーガーカフェ「the 3rd Burger」の3ブランドを直営方式にて店舗展開しております。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 当社事業の特徴「ISP戦略」

当社は、「ISP(In Store Preparation)(注)」(以下、ISPという)を戦略の根幹とした事業展開を行っております。

外食業界においては、特に多店舗展開する企業ほど食材加工を外部企業へ委託し、店内での仕込み作業の大幅な削減をすることで、生産性を高め成長してきました。

しかし、コンビニエンスストアチェーンなどが中食事業においても高い商品力を実現してきた近年において、外食企業がこれらと同様に食品加工を外部企業へ委託し、あるいは店舗外となるセントラルキッチンを活用するといった戦略を展開しても、そのボリュームの違いからコンビニエンスストアチェーンなどへ勝ち目がない時代となってきたとの考えから、当社においてはISPに軸足を置いた店舗展開を行っております。

ISPとは各店舗で食材加工度を高く維持しながら多店舗展開する戦略です。当社がお客様に満足いただける競争力の高い商品の提供を模索する中でたどり着いた、ひとつの結論です。

ISPは店内で仕込むため無駄な冷凍をする必要がなく、不要な保存料を使用する必要もないため、当社ではISPに注力し、フレッシュで安心・安全な美味しい商品づくりに取り組んでおります。また、原材料段階から仕入れるため、仕入れコスト圧縮にも寄与しております。

このような取り組みは、個人店規模の飲食店で行っているものであり、チェーン展開する企業では、品質の均一化等の課題へ対応が必要となりますが、当社は下記に記載する5つの取り組みをもとに、ISPを戦略の中心に据えた店舗展開を推進し、自社で展開する各業態を「ISP商品をカジュアルプライスで提供する飲食店（カジュアルプライスISPレストラン）」とすることで、他のチェーン店との差別化を図っております。

(注) ISP (In Store Preparation) とは各店舗で食材加工度を高く維持しながら多店舗展開する戦略です。

< ISP戦略の取り組み >

商品の絞り込み

商品数を絞り込むことで調理の合理化を図ります。また、同一食材の同一調理過程から複数メニューを作ります。

作業の機械化・自動化

生産性の向上、品質均一化及び作業効率化のために、一部の仕込み作業を機械で行います。

精緻な教育制度・免許制度

品質向上のために各種マニュアルの充実（動画等でキメ細かく解説することで、目で見て正しく覚える）及び社内免許制度（高品質なビール提供のための「ビアマイスター制度」・主力商品の品質安定のための「焼き師制度」等）を導入しています。

直営出店主義

直営出店とすることで、全店舗へ当社の理念や戦略等の浸透を高めます。

ドミナント出店

出店エリアを絞ったドミナント展開により、店舗マネジメントを容易にして直営経営の効率を高めます。また、店舗間の人材・食材の相互協力により、効率化を図ります。

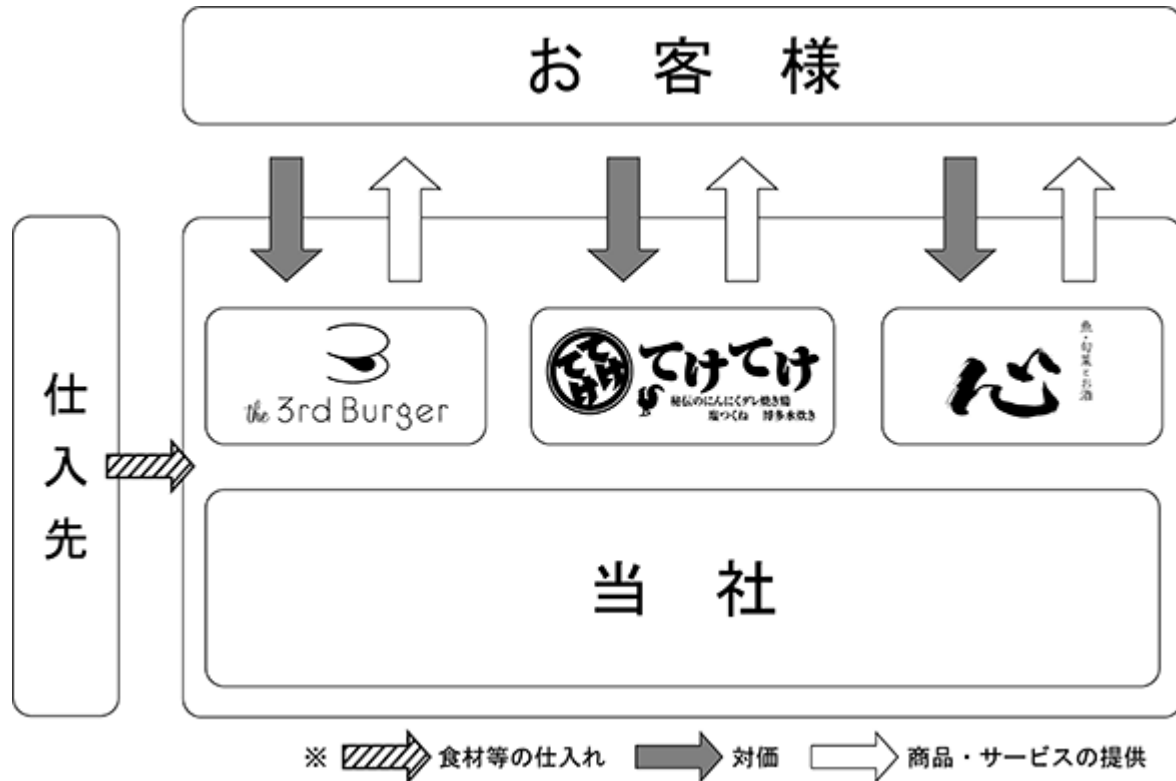
(2) 当社の展開する主な業態とその特徴および店舗数

平成28年12月31日現在

| 業態 | 業態の特徴 | 店舗数 |
|------------|--|-----|
| 居酒屋業態 |  <p>高度成長期をコンセプトにした店内で、新鮮な鶏肉をこだわりの「にんにく醤油ダレ」で焼き上げる焼き鶏や、当社オリジナルの濃厚コラーゲンスープを使った「博多水炊き」などの鶏料理を中心とした居酒屋です。鮮度にこだわり、店内で仕込み作業・調理を行い料理を提供しています。</p> <p><食材戦略> 問屋を通さず、養鶏場から店舗までの物流を効率化することにより、低価格で鮮度の高い商品の提供に努めています。</p> <p><オリジナルアルコール> 店舗で丁寧に剥いたレモンをお酒に漬けて作る「てけレモン」のほか、“本当に旨い酒をコストパフォーマンス高く提供する”というコンセプトのもと、当社が厳選した酒蔵との協働によるオリジナル日本酒/オリジナル焼酎(日本酒は山形県の酒蔵との協働による純米大吟醸酒、芋焼酎は鹿児島県の酒蔵との協働による紅薩摩を原料とし黒麹を使った甕仕込み焼酎)などを提供しています。</p> | 49 |
| |  <p>コンセプトは「日本の潔さ」。奇をてらわず、良質な食材を日本全国から仕入れ、海鮮料理を中心とした骨太な和食を提供しています。また、和食に合う日本酒も各地から厳選し本数限定で取り寄せて提供しています。</p> | 2 |
| ファーストフード業態 |  <p>「the 3rd Burger」は、“Real Fresh ,Real Burger 毎日食べても体が喜ぶ、これまでにない第3のハンバーガーカフェ”をコンセプトとしています。</p> <p>パンズは、保存剤・防腐剤を加えることなく、パン種を毎日各店舗で発酵させ、オープンで焼き上げています。</p> <p>パティは、生のブロック肉を毎日各店舗でカットしミンチにしており、ミンチした肉は1つ1つ丁寧に成形し、味付けも塩コショウでシンプルに仕上げられています。</p> <p>これらのこだわりを特徴としたハンバーガー類や、各種スムージーなどオリジナリティのある健康志向の商品を提供しています。</p> | 4 |

当社の事業の系統図は次のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年12月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|--------------|---------|-----------|------------|
| 149 〔437〕 | 33.5 | 2.7 | 4,077 |

- (注) 1. 当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、全社合計での従業員数を記載しております。
 2. 従業員数は就業人員であり、兼務役員は含まれておりません。また、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含む。)は年間の平均人数を1日8時間勤務換算で〔〕内に外数で記載しております。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 従業員数が最近1年間において、17名増加しましたのは、主として新規出店に伴う期中採用によるものです。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第16期事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済対策や、日銀による金融緩和の効果から雇用情勢の改善をはじめとした緩やかな景気回復基調にあるものの、一方で中国、ヨーロッパをはじめとした海外の経済成長の減速、またそれに伴う大幅な円安がもたらした輸入品価格の影響による物価の上昇に賃金の上昇が追いついておらず依然として消費環境の好転へは先行き不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、人材不足による人件費および採用広告費の高騰、円安による輸入価格の上昇などコスト増の要因が数多く存在することから、引き続き予断を許さない状況であります。

このような環境の中で、当社は、食材と調理方法にこだわり、コストを抑えた上で、より高い付加価値のある商品の開発に取り組んでまいりました。また、並行して、居酒屋業態で1店舗(フランチャイズ店舗の直営化2店舗、ファーストフード業態からの業態変更1店舗を含む)、ファーストフード業態で1店舗の新規出店を行い、合計で12店舗増となりました。その結果、当期末現在の店舗数は、45店舗となりました。

この結果、売上高は4,227,761千円(前年同期比26.0%増)となり、また、営業利益は106,695千円(前年同期比22.4%増)、経常利益は82,455千円(前年同期比17.6%増)、当期純利益は43,984千円(前年同期比195.4%増)となりました。

第17期第3四半期累計期間(自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境に改善傾向が見られ、緩やかな回復基調にあるものの、中国をはじめとするアジア新興国や資源国の景気減速や英国のEU離脱決定、米国の大統領選挙などの要因により変動する為替等、不透明感も増大しております。

外食業界におきましては、全体は緩やかな回復基調を辿っておりますが一方で、パブレストラン/居酒屋業界は依然減速が続いている状態で前年比は大きく落ち込んでおります。また、店舗運営における人件費コスト及び採用コストは引き続き増大しており、予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中、当社では、引き続き「I S P」戦略と全店舗直営主義を継続し、食材と調理方法にこだわりさらなる商品力の向上とブランド力の強化に努め、新規出店も並行して行い「てけてけ」等ブランドの認知度を高めてまいりました。

なお、当第3四半期累計期間は東京都内において居酒屋業態で9店舗、ファーストフード業態で1店舗の新規出店を行い、合計で10店舗増となりました。当第3四半期会計期間末日における店舗数は合計55店舗となっております。

以上の結果、売上高は4,043,081千円となり、売上総利益は2,968,765千円、営業利益は174,923千円、経常利益は156,386千円、四半期純利益は85,944千円となりました。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第16期事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動により取得した資金が73,966千円となったものの、有形固定資産の取得による支出等の要因により、前事業年度末に比べ56,233千円減少し、807,507千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度は、法人税等の支払額99,956千円等があったものの、税引前当期純利益82,455千円等により、営業活動の結果取得した資金は、73,966千円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得による支出314,663千円や敷金及び保証金の差入による支出141,790千円等により、投資活動により使用した資金は484,832千円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入金の返済による支出503,552千円等があったものの、長期借入れによる収入898,800千円等により、財務活動により取得した資金は354,631千円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当社の事業は提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、「生産実績」に変えて、「仕入実績」を記載いたします。

| セグメントの名称 | 第16期事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) | 前年同期比 (%) | 第17期第3四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日) |
|----------|---|--------------|---|
| 飲食事業(千円) | 1,186,816 | 123.4 | 1,158,801 |
| 合計(千円) | 1,186,816 | 123.4 | 1,158,801 |

(注) 1. 金額は、仕入価格の金額によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社は、一般消費者へ直接販売する飲食事業を行っておりますので、記載しておりません。

(3) 販売実績

第16期事業年度及び第17期第3四半期累計期間における販売実績は次のとおりです。

| 事業部門の名称 | 第16期事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) | 前年同期比 (%) | 第17期第3四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日) |
|--------------------|---|--------------|---|
| 居酒屋業態(千円) | 3,910,605 | 125.0 | 3,687,441 |
| ファーストフード業態 (千円) | 317,155 | 139.8 | 355,640 |
| 合計(千円) | 4,227,761 | 126.0 | 4,043,081 |

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記居酒屋業態の金額には、FC運営によるロイヤリティー収入2,430千円が含まれております。
なお、FC運営については第16期に買取を行っており、現在では運営しておりません。

3 【対処すべき課題】

外食産業を取り巻く環境は、消費者マインドの一部には回復傾向が見られるものの、節約志向や生活防衛意識に加え飲食嗜好の多様化がある中、企業間競争は激しさを増しており、経営環境は引き続き厳しい状況が続いていくものと想定されます。

このような中当社では、今後の当社を取り巻く経営環境を勘案し、以下のような課題に取り組んでいく方針であります。

(1) 新規出店による事業規模の拡大

当社の更なる事業拡大に向けては、新規出店が重要課題であると考えております。基本的には首都圏において、居抜き物件を活用し、低コストでドミナント出店を行う方針であります。また今後、中長期においては海外への進出も重要な課題であると考えております。

(2) 店舗の収益力の向上

外食業界においては、個人消費の低迷を受けての低価格路線や、企業間競争の激化による既存店売上の減少などによる企業収益の低下傾向が継続しております。その中で当社の特色であるI S P (In Store Preparation) = 各店舗で食材加工度を高く維持しながら多店舗展開する戦略を追求することで、付加価値を提供し、客単価を維持しながら、リピート率の向上を図る方針です。

(3) 安全性の確保

外食産業界を取巻く環境からすると、安全性の確保への対応が極めて重要となっております。こうした観点から、常日頃から生産者・取引業者とのコミュニケーションを緊密に実施するとともに、安全証明や検査結果等を生産者・生産国から提出してもらうといった安全確認手段の確保の徹底をしております。

(4) 人材の確保及び教育

当社のI S P戦略は、各店舗で食材加工度を高く維持し多店舗展開を行います。そのためには、正社員およびアルバイトを含めた人材の確保と教育、特に調理熟練度の向上が必要不可欠であります。当社では、教育システムを確立させることにより、正社員やアルバイトの能力向上による店舗オペレーション力向上は勿論のこと、定着率を向上させ、長く働ける店舗環境作りを進めていく方針であります。

(5) 経営管理体制の強化

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実に及び監査役監査を強化していく方針です。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の判断上、重要であるとされる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 市場環境の変化について

外食業界の競争激化、個人消費の低迷

外食業界は成熟市場であり、近年は価格競争の激化や個人消費支出の選別化、また中食市場の拡大と厳しい経営環境となっております。当社は、直営店舗の新規出店による事業拡大を積極的に行い、メニューのブラッシュアップなど既存店の売上向上策を行ってまいりますが、さらなる外食市場環境の悪化が進む場合には、当社の財政状態または経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

業態コンセプト

当社は「てけてけ」「the 3rd Burger」「心」の3業態55店舗（平成28年12月31日現在）を展開しております。各業態ともに、市場ニーズや消費者嗜好の情報を収集しながら、常に業態の進化を継続していく方針ですが、市場ニーズ及び消費者嗜好の変化が当社の予想を大幅に超え、当社店舗の集客に大きな変化が生じた場合は、当社の財政状態または経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 出店並びに店舗運営管理について

出店計画

新規出店用物件の情報については、不動産仲介業者等に加え、当社既存店の管理会社、取引先銀行、取引先業者等からも情報入手を心がけておりますが、当社業態に合う物件取得は容易ではありません。売上・利益計画についても、取得物件において想定通りの店舗売上・収益を確保できない可能性があります。今後とも、新規出店計画達成に必要な物件の確保に努めてまいりますが、それらが計画通り遂行できない事態が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

出店後の環境変化

当社は新規出店をする際、出店候補物件周辺の競合店調査等の立地調査を綿密に行い、慎重を期した上で出店の意思決定を行っております。しかしながら、出店後に店舗周辺に多大な環境変化があった場合には、当初計画の通りに店舗売上・収益の確保ができずに、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

賃貸借契約の管理

当社の本社及び店舗は全て建物を賃借しております。各賃貸借契約に対し保証金等を差入れており、平成28年11月30日現在、保証金等の差入残高は525,676千円で総資産に対し16.6%の比率となっております。

新規出店の際、与信調査については万全を期しておりますが、賃貸人側の財政状態が悪化した場合、保証金等が回収不能に陥ったり、賃借物件の継続賃借が困難になる恐れがあります。そうなった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

有利子負債

当社は、店舗造作費用及び差入保証金等の出店に係る資金を主に金融機関からの借入れにより調達しております。この結果、総資産に占める有利子負債(借入金、リース債務等)の割合が、平成28年11月30日現在で57.5%と高い水準となっております。金融機関とは良好な関係を維持しており、現在のところ特に金利引上げの要請も受けておりませんが、有利子負債依存度が高い状態のまま金利が上昇した場合、当社の財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります。

自然災害の脅威

当社は、首都圏に集中して店舗展開を行っているため、東京都心部を中心に大規模な災害(地震、台風、洪水等)が発生した場合、来客数の著しい落ち込みや通常営業が困難となる恐れがあり、当社の財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります。

システム障害について

当社は、店舗の売上管理、食材の発注、勤怠管理等の店舗システムの運営管理をバックアップ体制等も含めた管理体制について十分な確認を行ったうえで、専門の外部業者に委託しておりますが、災害や機械の故障等といった不測の事態によってシステム障害が発生した場合には、当社の運営に支障をきたすことにより、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材について

人材確保

当社のI S P戦略における出店を安定的に継続して行うためには、パートタイマー・アルバイトを含め優秀な人材の確保が必要であります。当社の経営理念を理解し、賛同した人材確保を最重要課題として、正社員の採用においては新規学卒採用だけでなく、既存店舗に勤務しているパートタイマー・アルバイトからの社員登用や中途採用など、優秀な人材の獲得に取り組んでまいります。また人材教育に関しては、実践的な技術指導に加え、理念教育を重点的に行う事により当社の核となり得る人材を育成してまいります。しかしながら、当社直営店出店の拡大に対する人材の確保及び教育が追いつかない場合には、当社の財政状態または経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

従業員の処遇

現状、当社は法令等で定められた労働規制等については適正に遵守しておりますが、今後この規制基準等が強化・拡大された場合には、法定福利費の増加及び人員体制強化に伴う費用の増加等により、当社の財政状態または経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

各法規の遵守

a . 食品衛生法

当社では、飲食事業の衛生管理の重要性に鑑み、仕入食材については物流センターにおける品質管理の徹底を図っているほか、配送においても温度管理等、品質維持を徹底しております。また、各店舗におきましても衛生面での定期的なチェックと改善指導等を実施し社内の規則に沿った衛生管理を徹底しておりますが、食中毒に関する事故が発生した場合や食品衛生法の規定に抵触するような事象が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

b . 食品リサイクル法

平成13年5月に施行された「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)により年間100トン以上の食品廃棄物を排出する外食業者(食品関連事業者)は、食品廃棄物の発生量の抑制、減量及び再生利用を通じて、食品残渣物の削減を義務付けられております。当社は食品残渣物を削減するための取り組みを鋭意実施しておりますが、今後法的規制が強化された場合には、その対応のために、設備投資等に関連する新たな費用が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 風営法

深夜0時以降も営業する店舗につきましては、深夜営業について「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制を受けております。当社は、各店舗における届出等、当該法令に定める事項の厳守に努めておりますが、法令違反等が発生した場合には、一定期間の営業停止等が命ぜられ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

d. 製造物責任

当社は、「農林物資の規格化等に関する法律」(JAS法)、「製造物責任法」(PL法)等に基づく規制を受けており、これらの法令の遵守についても対策を講じておりますが、万が一これらの法令に違反した場合、商品の廃棄処分、回収処理などが必要となるおそれがあり、当社の財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります。

出入国管理及び難民認定法

当社のアルバイト従業員のうち、22.2%(平成28年11月30日現在)が外国人となっております。外国人の労働に関しては、「出入国管理及び難民認定法」により規制されており遵守しておりますが、法令や規制内容の変更が発生した場合には、一時的に人材不足により当社の財政状態または経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 食材の仕入・管理について

安心・安全の確保

食材につきましては、「安全」「安心」をお客様に提供するために、より厳しい基準で管理体制を維持しておりますが、当社使用の食材において、安全性が疑われる問題等が生じた場合、また、当社の営業店舗等で安全性が疑われるような事象が発生した場合には、当社の財政状態または経営成績に影響を及ぼす可能性があります。そのほか、社会的環境の変化や法令の改正などにより、提供する食材の調達や加工に設備や作業等が必要になった場合には、コストの増加が発生し財政状態または経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

安定調達

外食産業における最も重要なことは、食の安全確保ということであり、そうした中でお客様に安全で良質の食材を調達し、提供していくことが最大の使命であります。

鳥インフルエンザ等の発生により、食材の調達上のリスクが発生する可能性に加え、冷夏等の天候不順や異常気象による米、野菜及び穀物等の農産物不作の状況や海の汚染等による魚介類への影響や、原油価格の高騰等の経済情勢の変化から、これに伴う食材の仕入価格の上昇、ひいては調達自体が困難となるリスクが生じる可能性があり、これらの食材市況の変動等により食材を安定的に確保することが難しい状況になった場合には、当社の財政状態または経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

商品表示

外食産業においては、一部企業の産地偽装や賞味期限の改ざん等が発生するなど、食の安全性だけでなく、商品表示の適正性、信頼性等においても消費者の信用を失墜する事件が発生しております。当社は、適正な商品表示のため社内体制の整備・強化に全社一丸となって注力しておりますが、食材等の納入業者も含めて、万一、表示内容に重大な誤りが発生した場合には、社会的信用の低下等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他

鳥インフルエンザによる風評被害

当社は鶏肉の仕入先として国内に複数の産地を有しておりますが、鳥インフルエンザが広域にわたり発生した場合、鶏肉に対する風評被害が発生・拡散し、当社の財政状態または経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット等による風評被害

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の書き込みや、それを要因とするマスコミ報道等による風評被害が発生・拡散した場合、当社の財政状態または経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

商標権

当社は、複数の店舗ブランドを保有しております。これらの商標が第三者のものと同様等、第三者の商標権を侵害していると認定され、その結果、商標使用差止、使用料、損害賠償等の支払を請求される可能性があります。これらが生じた場合には、当社の財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります。

経営者への依存に関するリスク

当社において、創業者である代表取締役坂井英也は、当社の経営方針の策定や経営戦略の決定、業態開発等、当社の業務執行において重要な役割を担っております。当社では、組織体制の充実や職務分掌及び職務権限規程に基づく権限の委譲など、特定の者に過度に依存しない組織体制への移行を進めており、依存度は相対的に低下するものと考えておりますが、そうした経営体制への移行過程において、何らかの理由により坂井の業務執行が困難となった場合には、当社の経営成績及び事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

減損損失について

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基本単位としてグルーピングしております。外部環境の著しい変化等により、店舗収益が悪化し、店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなった場合、固定資産及びリース資産について減損損失を計上することとなり、当社の財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理

当社は、従業員等の個人情報を保有しております。これらの個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づく「個人情報取扱事業者」としての対応に準じた形で、全社をあげてその適正な管理に努めておりますが、万が一、個人情報の漏えいや不正使用等の事態が生じた場合には、社会的信用の失墜、損害賠償請求の提起等により、当社の財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります。

配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は、現在成長過程にあり、新規出店による事業規模の拡大及び財務基盤の強化を目的として内部留保の充実を優先することが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準により作成されております。この財務諸表の作成に当たっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社は過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っております。

(2) 財政状態の分析

第16期事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

流動資産

当事業年度末における流動資産の残高は1,064,165千円で、前事業年度末に比べ7,761千円増加しております。主な増加要因は、前払費用が35,106千円増加し、未収還付法人税等が26,050千円増加したことによるものであり、主な減少要因は現金及び預金が57,633千円減少したことによるものであります。

固定資産

当事業年度末における固定資産の残高は1,647,029千円で、前事業年度末に比べ388,529千円増加しております。主な増加要因は、有形固定資産の増加253,043千円、敷金及び保証金が141,790千円増加したことによるものであり、主な減少要因は、繰延税金資産が24,559千円減少したことによるものであります。

流動負債

当事業年度末における流動負債の残高は997,421千円で、前事業年度末に比べ141,753千円増加しております。主な増加要因は、未払金の増加85,373千円及び1年内返済予定の長期借入金の増加114,711千円等によるものであり、主な減少要因は、未払消費税等が64,349千円減少したことによるものであります。

固定負債

当事業年度末における固定負債の残高は1,264,126千円で、前事業年度末に比べ210,554千円増加しております。主な増加要因は、長期借入金の増加280,537千円であり、主な減少要因は、長期前受金が33,135千円減少したこと、リース債務が28,822千円減少したこと等によるものであります。

純資産

当事業年度末における純資産の残高は449,647千円で、前事業年度末に比べ43,984千円増加しております。増加要因は、当期純利益の計上により利益剰余金が43,984千円増加したことによるものであります。

第17期第3四半期累計期間(自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)

当第3四半期会計期間末の総資産は3,176,267千円となり、前事業年度末と比較して465,072千円の増加となりました。これは主に新規出店に伴い有形固定資産が302,777千円、敷金及び保証金が58,542千円、新規出店のための設備投資に伴う借入等により現金及び預金が48,071千円それぞれ増加したことによるものであります。

当第3四半期会計期間末の負債は2,640,674千円となり、前事業年度末と比較して379,127千円の増加となりました。これは主に新規出店に伴い借入金が200,902千円、未払法人税等が91,452千円それぞれ増加したことによるものであります。

当第3四半期会計期間末の純資産は535,592千円となり、前事業年度末と比較して85,944千円の増加となりました。これは利益剰余金が四半期純利益の計上により85,944千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第16期事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

売上高及び売上総利益

「the 3rd Burger」が好調に推移し、既存店で112.7%の売上前年対比を記録しました。オープン来、業態・メニューなどブラッシュアップを続け、「てけてけ」に次ぐ第二の柱となる業態へと成長を遂げました。「てけてけ」も、既存店売上は107.1%と安定した売上で推移しています。また新規出店は居酒屋業態で11店舗(フランチャイズ店舗の直営化2店舗、ファーストフード業態からの業態変更1店舗を含む)、ファーストフード業態で1店舗の新規出店を行い、売上増に寄与しました。

このような状況により、当期の売上高は4,227,761千円(前年同期比26.0%増)となり、売上高の増加に伴い売上原価1,182,399千円(前年同期比23.3%増)を計上した結果、売上総利益は3,045,362千円(前年同期比27.0%増)となりました。

販売費及び一般管理費及び営業利益

当期の販売費及び一般管理費は、人件費の上昇や人材募集費がかさんだこと等により2,938,667千円(前年同期比27.2%増)となり、営業利益は106,695千円(前年同期比22.4%増)となりました。

営業外損益及び経常利益

保険金や協賛金収入により営業外収益1,504千円を計上し、借入金の増加により支払利息等の営業外費用を25,744千円計上した結果、当期の経常利益は82,455千円(前年同期比17.6%増)となりました。

特別損益及び当期純利益

税引前当期純利益82,455千円(前年同期比1221.7%増)を計上しております。法人税、住民税及び事業税1,776千円、法人税等調整額36,693千円を計上した結果、当期純利益は43,984千円(前年同期比195.4%増)となりました。

第17期第3四半期累計期間(自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)

売上高及び売上総利益

当第3四半期累計期間の売上高は、4,043,081千円となりました。原料段階での食材仕入れ、商品の絞り込みと食材の絞り込みによるボリュームディスカウント、原価率が低いオリジナルドリンクの追加導入により、原価低減を図った結果、当第3四半期累計期間の売上総利益は、2,968,765千円となりました。

販売費及び一般管理費及び営業利益

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、2,793,841千円となりました。これは主に、人件費及び家賃地代によるものであります。この結果、当第3四半期累計期間の営業利益は174,923千円となりました。

営業外損益及び経常利益

当第3四半期累計期間の営業外収益は、3,406千円となりました。これは主に保険料収入によるものです。当第3四半期累計期間の営業外費用は、21,943千円となりました。これは主に支払利息によるものであります。この結果、当第3四半期累計期間の経常利益は、156,386千円となりました。

特別損益及び当期純利益

当第3四半期累計期間の税引前四半期純利益は、156,386千円を計上しております。法人税、住民税及び事業税81,342千円、法人税等調整額10,900千円を計上した結果、当第3四半期累計期間の四半期純利益は85,944千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第16期事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

当事業年度において実施した設備投資は新規出店等によるもので、総額533,607千円(敷金及び保証金を含む)であります。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略致します。

第17期第3四半期累計期間(自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)

当第3四半期累計期間において実施した設備投資は新規出店等によるもので、総額517,096千円(敷金及び保証金を含む)であります。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略致します。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社は「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

平成28年2月29日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 従業員数 (名) |
|--|-------|----------|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| | | 建物 | 工具、器具 及び備品 | リース 資産 | 敷金及び 保証金 | 合計 | |
| てけてけ・3rdBurger・心 新宿総本店等43店 (東京都) | 店舗設備 | 912,728 | 80,656 | 47,440 | 433,556 | 1,474,381 | 99 (339) |
| てけてけ 川崎モアーズ店 (神奈川県) | 店舗設備 | 1,635 | | 493 | 3,000 | 5,128 | 2 (5) |
| てけてけ 浦和店 (埼玉県) | 店舗設備 | 41,120 | 1,603 | 1,648 | 13,928 | 58,300 | 2 (10) |
| 本社 (東京都港区) | 本社設備 | 2,414 | 2,733 | 1,940 | 16,649 | 23,738 | 29 () |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 上記の他、本社及び店舗を賃借し、店舗における厨房機器等をリースしております。

本社の年間賃借料は16,708千円であり、店舗の年間賃借料は549,476千円であります。また、店舗における厨房機器等の年間リース料は38,967千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成28年12月31日現在)

当社の出店計画の主なものは次のとおりであります。

なお、当社は「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

(1) 重要な設備の新設等

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定額 | | 資金調達方法 | 着手年月 | 完了予定 年月 | 完成後の 増加能力 |
|----------|----------------------|-------|------------|--------------|---------------|-----------|------------|--------------|
| | | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | | | |
| 提出 会社 | 平成30年2月期 出店予定22店舗 | 店舗設備 | 1,056,000 | | 借入金及び 増資資金 | 平成29年1月以降 | 平成29年12月まで | 1,760席 |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 金額の中には敷金及び保証金が含まれております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 4,400,000 |
| 計 | 4,400,000 |

(注) 平成28年12月14日開催の臨時株主総会決議により、同日付で発行可能株式総数を10,000株から4,400株とする定款変更を行っております。また、平成28年12月2日開催の取締役会決議により、平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は4,390,000株増加し、4,400,000株となっております。

【発行済株式】

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------|----------------------------|---------------|
| 普通株式 | 1,100,000 | 非上場 | 単元株式数 100株 |
| 計 | 1,100,000 | | |

(注) 1. 平成28年12月2日開催の取締役会決議により、平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は1,098,900株増加し、発行済株式数は1,100,000株となっております。

2. 平成28年12月14日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 以下の条項を定款にて定めておりましたが、平成28年12月14日開催の臨時株主総会決議により、同日付で当該条項を撤廃しております。
当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成25年12月2日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

| | 最近事業年度末現在 (平成28年2月29日) | 提出日の前月末現在 (平成28年12月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 45(注)1,2 | 45(注)1,2 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 45(注)1 | 45,000(注)1,6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 22,371(注)3 | 23(注)3,6 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成27年8月1日から 平成32年7月31日まで (注)4 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 26,120 資本組入額 13,060 | 発行価格 27 資本組入額 14(注)6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社の役員、従業員若しくは子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。 (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。 | 同左 |

| | | |
|--------------------------|--|----|
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・無償割当または併合の比率}$$

なお、無償割当の比率は、以下の算式により決定するものとする。

$$\text{無償割当の比率} = \frac{\text{無償割当前発行済株式総数}}{\text{（ただし、当該時点で当社が保有する普通株式を除く。）}} \\ \text{無償割当後発行済株式総数} \\ \text{（ただし、当該時点で当社が保有する普通株式を除く。）}}$$

2. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき 3,749 円にて有償発行しております。

3. 当社が株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・無償割当または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る金額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、これを切り上げるものとする。（「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社の普通株式の数は含まないものとする。）

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 行使期間の開始日が銀行休業日にあたる場合には、その翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が銀行休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

5. 合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の本新株予約権の取扱いに関する事項

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合であって、行使価額を調整する必要があるときは、当社は、乙が必要と認める行使価額の調整を行わなければならない。

また、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、当社は本新株予約権に係る当社の義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社(以下「完全親会社」という)へ承継させる。この場合、当社は当該株式交換に係る株式交換契約書または当該株式移転に係る株主総会決議において、以下 から の通り定める方針を採るものとする。

承継される新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式。

承継される新株予約権の目的となる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後 1 株未満の端数は切り捨てる。

承継される新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

承継前における金額と同額。

承継される新株予約権を行使することができる期間

承継前における権利行使期間に同じ。

承継される新株予約権を行使するための条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

完全親会社が承継される新株予約権を消却することができる事由及びその条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

承継される新株予約権の譲渡制限の有無

承継される新株予約権の譲渡に際しては、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

平成25年12月2日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

| | 最近事業年度末現在 (平成28年2月29日) | 提出日の前月末現在 (平成28年12月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 11(注)1 | 10(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 11(注)1 | 11,000(注)1,5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 22,371(注)2 | 23(注)2,5 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成27年12月3日から 平成35年12月2日まで (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 22,371 資本組入額 11,186 | 発行価格 23 資本組入額 12(注)5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社の役員、従業員若しくは子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。 (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・無償割当または併合の比率

なお、無償割当の比率は、以下の算式により決定するものとする。

$$\text{無償割当の比率} = \frac{\text{無償割当前発行済株式総数}}{\text{無償割当後発行済株式総数}} \quad (\text{ただし、当該時点で当社が保有する普通株式を除く。})$$

また、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲内で必要な株式数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・無償割当または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る金額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。(「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社の普通株式の数は含まないものとする。)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

3. 行使期間の開始日が銀行休業日にあたる場合には、その翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が銀行休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
4. 合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の本新株予約権の取扱いに関する事項

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合であって、行使価額を調整する必要があるときは、当社は、乙が必要と認める行使価額の調整を行わなければならない。

また、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、当社は本新株予約権に係る当社の義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社(以下「完全親会社」という)へ承継させる。この場合、当社は当該株式交換に係る株式交換契約書または当該株式移転に係る株主総会決議において、以下から の通り定める方針を採るものとする。

承継される新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式。

承継される新株予約権の目的となる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。

承継される新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
承継前における金額と同額。

承継される新株予約権を行使することができる期間
承継前における権利行使期間に同じ。

承継される新株予約権を行使するための条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

完全親会社が承継される新株予約権を消却することができる事由及びその条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

承継される新株予約権の譲渡制限の有無
承継される新株予約権の譲渡に際しては、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
5. 平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

平成26年3月25日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

| | 最近事業年度末現在 (平成28年2月29日) | 提出日の前月末現在 (平成28年12月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 15(注)1,2 | 15(注)1,2 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 15(注)1 | 15,000(注)1,6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 22,371(注)3 | 23(注)3,6 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成27年8月1日から 平成32年7月31日まで (注)4 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 26,120 資本組入額 13,060 | 発行価格 27 資本組入額 14(注)6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社の役員、従業員若しくは子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。 (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・無償割当または併合の比率}$$

なお、無償割当の比率は、以下の算式により決定するものとする。

$$\text{無償割当の比率} = \frac{\text{無償割当前発行済株式総数 (ただし、当該時点で当社が保有する普通株式を除く。)}}{\text{無償割当後発行済株式総数 (ただし、当該時点で当社が保有する普通株式を除く。)}} - 1$$

また、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲内で必要な株式数の調整を行うものとする。

2. 本新株予約権は、新株予約権1個につき3,749円にて有償発行しております。
3. 当社が株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・無償割当または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る金額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。(「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社の普通株式の数は含まないものとする。)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 行使期間の開始日が銀行休業日にあたる場合には、その翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が銀行休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
5. 合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の本新株予約権の取扱いに関する事項

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合であって、行使価額を調整する必要があるときは、当社は、乙が必要と認める行使価額の調整を行わなければならない。

また、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、当社は本新株予約権に係る当社の義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社(以下「完全親会社」という)へ承継させる。この場合、当社は当該株式交換に係る株式交換契約書または当該株式移転に係る株主総会決議において、以下から の通り定める方針を採るものとする。

承継される新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式。

承継される新株予約権の目的となる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。

承継される新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
承継前における金額と同額。

承継される新株予約権を行使することができる期間
承継前における権利行使期間に同じ。

承継される新株予約権を行使するための条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

完全親会社が承継される新株予約権を消却することができる事由及びその条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

承継される新株予約権の譲渡制限の有無
承継される新株予約権の譲渡に際しては、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成26年12月30日 (注) 1 | 100 | 1,100 | 150,000 | 200,000 | 150,000 | 150,000 |
| 平成28年12月21日 (注) 2 | 1,098,900 | 1,100,000 | | 200,000 | | 150,000 |

(注) 1 . 有償第三者割当増資

発行価格 3,000千円

資本組入額 1,500千円

割当先 サントリー酒類株式会社

2 . 株式分割（1株：1,000株）による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年12月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) | |
|-----------------|--------------------|------|--------------|------------|-------|----|-----------|----------------------|---|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | | | | 2 | | | 3 | 5 | |
| 所有株式数 (単元) | | | | 5,100 | | | 5,900 | 11,000 | |
| 所有株式数 の割合(%) | | | | 46.36 | | | 53.64 | 100.00 | |

(注) 平成28年12月14日開催の臨時株主総会決議により単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------|----------|------------------|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 1,100,000 | 11,000 | 単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | | | |
| 発行済株式総数 | 1,100,000 | | |
| 総株主の議決権 | | 11,000 | |

(注) 平成28年12月2日開催の取締役会決議により、平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行うとともに、平成28年12月14日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式1,100,000株、議決権の数は11,000個、発行済株式総数の株式数は1,100,000株、総株主の議決権の議決権の数は11,000個となっております。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------|--------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行するものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権(平成25年12月2日臨時株主総会決議)

| | |
|--------------------------|---------------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年12月2日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役4名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。 |

(注) 付与対象者の区分及び人数については、退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、当社取締役3名に変更となっております。

第2回新株予約権(平成25年12月2日臨時株主総会決議)

| | |
|--------------------------|---------------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年12月2日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員7名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。 |

(注) 付与対象者の区分及び人数については、退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、当社従業員4名に変更となっております。

第3回新株予約権(平成26年3月25日臨時株主総会決議)

| | |
|--------------------------|---------------------------------|
| 決議年月日 | 平成26年3月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役2名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。 |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保することを基本方針としており、現状では配当は行っておりません。

今後につきましては、株主に対する利益の還元が経営上重要な課題の一つとなることを十分認識しておりますが、現時点において利益の還元及び実施時期等については未定であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっております。中間配当につきましては、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状況】

男性 8 名 女性 0 名（役員のうち女性の比率 %）

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (株) |
|--------------|-------------|-------|-------------|---|---|-------|--------------|
| 代表取締役 社長 | | 坂井 英也 | 昭和49年10月15日 | 平成10年4月 平成12年7月 | スズキ(株) 入社 ユナイテッド&コレクティブ(有)(現 当社)設立 代表取締役社長 就任(現 任) | (注) 3 | 560,000 |
| 取締役 | 管理本部長 | 中瀬 一人 | 昭和55年4月19日 | 平成16年4月 平成17年8月 平成19年8月 平成21年6月 平成24年6月 平成26年3月 | (株)エリアクエスト 入社 (株)テレウェイブ・リンクス(現アイフ ラッグ 入社) 店舗サポートシステム(株)(現 店舗ブ レミアム 入社) 当社 入社 店舗開発部長 当社 取締役 就任 当社 取締役管理本部長(現任) | (注) 3 | |
| 取締役 | 営業本部長 | 矢野 秀樹 | 昭和52年9月10日 | 平成10年2月 平成22年8月 平成25年10月 | (株)モンテローザ 入社 当社 入社 当社 取締役 営業本部長 就任(現任) | (注) 3 | |
| 取締役 | 経営企画 本部長 | 本郷 雄太 | 昭和61年4月3日 | 平成22年4月 平成24年9月 平成25年5月 平成25年10月 | (株)吉野家ホールディングス 入社 (株)吉野家 出向 日本フードサービス協会 出向 当社 入社 当社 取締役 経営企画本部長 就任 (現任) | (注) 3 | |
| 取締役 | | 加藤 涼 | 昭和55年4月27日 | 平成12年4月 平成17年11月 平成21年1月 平成22年5月 平成24年9月 平成26年9月 平成27年5月 平成27年10月 平成28年2月 平成28年9月 平成28年9月 | 中央青山監査法人 入所 モルガン・スタンレー証券(株) 入社 フォトラベル(株) 入社 取締役 就任 パークレイズ証券(株) 入社 コーチ・ジャパン合同会社 入社 S-team合同会社 CIO 就任 当社 監査役 就任 (株)the GUEST 代表取締役 就任(現任) 当社 取締役 就任(現任) (株)YAP Japan 代表取締役 就任(現任) (株)ウォークインサイト (非常勤)取締 役(現任) | (注) 3 | |
| 監査役 (常勤) | | 横山 隆治 | 昭和13年9月24日 | 昭和38年4月 昭和60年12月 平成5年9月 平成8年2月 平成12年6月 平成14年6月 平成15年11月 平成19年7月 平成26年4月 | 日本不動産銀行(現 (株)あおぞら銀行) 入行 大和建設(株) 出向 大和建設(株) 転籍 常務取締役 就任 NOG投資(株) 監査役 就任 (株)エス・シージャパン 代表取締役 就任 大和産業(株) 監査役 就任 フューチャークリエイト(株)(現 店舗 流通ネット(株)) 監査役 就任 (株)リンク・ワン 監査役 就任 当社 監査役 就任(現任) | (注) 4 | |
| 監査役 (非常勤) | | 山下 彰俊 | 昭和38年5月17日 | 平成12年10月 平成14年6月 平成17年10月 平成19年7月 平成22年1月 平成22年3月 平成28年2月 | 弁護士登録・第一東京弁護士会入会 山崎法律事務所入所 りんかい日産建設(株)監査役就任 TRNコーポレーション(株)(現 店舗流通 ネット(株))監査役就任 (株)リンク・ワン監査役就任 ケンコーマヨネーズ(株)監査役就任 山下法律事務所開設 当社 監査役 就任(現任) | (注) 4 | |
| 監査役 (非常勤) | | 兒玉 洋貴 | 昭和62年10月23日 | 平成22年2月 平成24年1月 平成27年4月 平成28年1月 平成28年5月 | あずさ監査法人(現：有限責任 あず さ監査法人) 入社 アビームコンサルティング株式会 社 入社 仲田公認会計士事務所 入所 兒玉公認会計士事務所 設立 当社 監査役 就任(現任) | (注) 4 | |
| 計 | | | | | | | 560,000 |

- (注) 1. 取締役 加藤涼は、社外取締役であります。
2. 監査役 横山隆治、山下彰俊及び兒玉洋貴は、社外監査役であります。
3. 平成28年12月14日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成28年12月14日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成28年12月2日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月21日付けで1株を1,000株とする株式分割が行われております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つと位置づけ、より透明性の高い経営を実現するため経営管理組織・体制を整備し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。今後も健全で透明かつ迅速な経営を追求し、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に努めてまいります。

企業統治の体制及び内部統制システムの整備の状況等

a 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役5名で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。毎月1回の定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(b) 監査役会

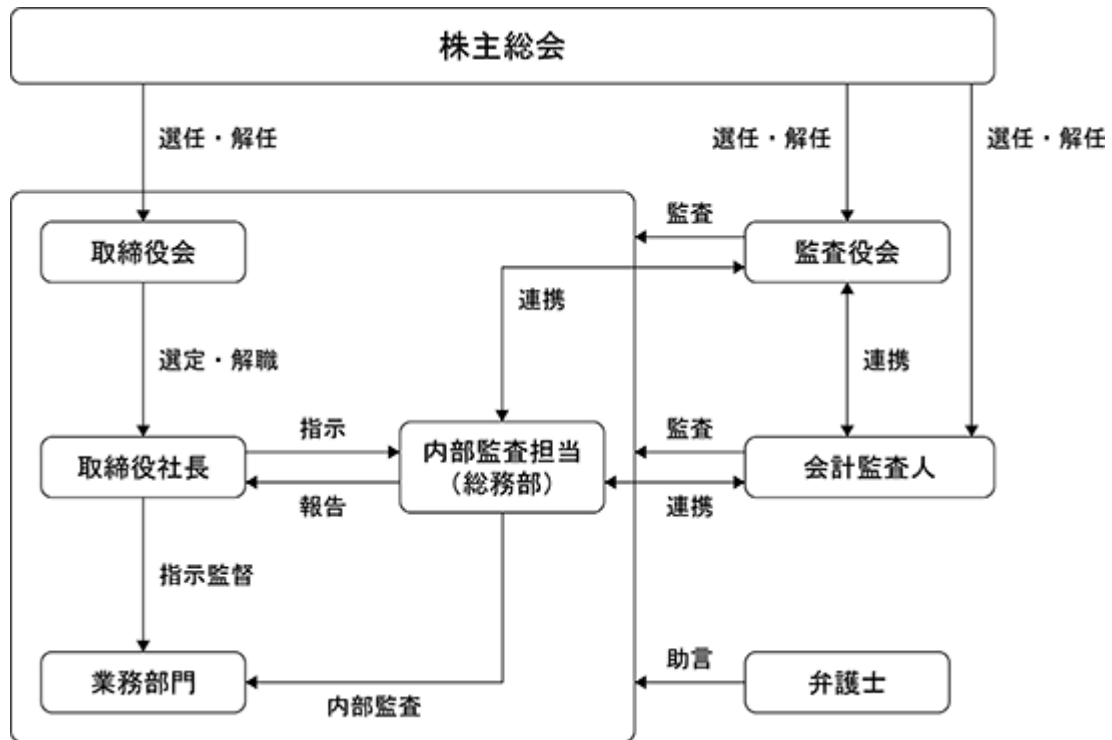
会社法関連法令に基づいて監査役会設置会社を採用しております。監査役会は、監査役3名(常勤1名、非常勤2名)体制で毎月1回以上開催され、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。常勤監査役の横山隆治は、20年以上に渡り他社において監査経験があります。また、非常勤監査役である山下彰俊氏は、弁護士の資格を有しており、職業倫理の観点より経営監視を実施することとしております。非常勤監査役の兒玉洋貴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務体制の監視を中心に監査を実施することとしております。そのほか、株主総会、取締役会への出席や、取締役・従業員からの報告聴取など法律上の権利行使のほか、監査役監査を実施し、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、会計監査人や内部監査担当部門とも連携を取っており、実効性のある監査活動に取り組んでおります。

(c) 経営会議

経営会議は、当社の取締役(常勤)及び常勤監査役で構成しており、毎月1回開催し、当社の経営に関する重要事項である業務執行における予算進捗状況の確認等を中心に、当社の業務遂行状況に関する報告及び審議を行い、経営情報の共有と業務執行における効率化を図ることを目的としております。

b 会社の機関・内部統制の関係図

当社におけるコーポレート・ガバナンスの概略図は以下のとおりであります。



c 内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」を平成28年5月25日開催の取締役会において下記のとおり定め、業務の適正性を確保するための体制の整備を準備しております。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項の決定を行うこととしており、内部統制の基本方針を定め、適切に内部統制システムを運用し、それに基づいた職務執行についての監督を行っています。また、取締役においては、監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受けるものとしています。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関する重要な情報は、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録・保存することとしています。また必要に応じて、関連規程は適時見直し等の改善を行っております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長は、管理本部長をリスク管理の統括責任者として任命し、リスク管理委員会の設置を命じています。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各取締役・各部門長と連携しながら、リスクの最小限に抑える体制づくりを進めています。

(d) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役社長は、管理本部長をコンプライアンス管理の統括責任者として任命し、「コンプライアンス規程」に従い、内部統制機能の強化を継続的におこなえる体制を推進・維持するものとしています。万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、管理本部長を中心に、取締役社長、取締役会、監査役会、必要によっては顧問弁護士等に報告される体制を構築しています。また、業務上の報告経路の他、「内部通報制度」を設け、社内外に匿名で相談・申告できる体制を敷き、事態の迅速な把握と是正に努めています。

(e) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率的な執行を確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定め、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時開催を行います。

- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役を補助する使用人を設置はしていませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を設置することができます。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会以外にも部門会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることとしています。また、取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な議案や決定事項、その他の重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告することとしています。
- (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を行います。また、会計監査人及び内部監査担当とも意見や情報の交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めます。

d リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、「全社リスク管理規程」に基づき、組織に悪影響を及ぼす可能性のある事象を事前に識別・分類・分析・評価し、対応を適切に行うことを目的として整備・運用しております。また、リスク管理の推進と情報共有を図るため、代表取締役の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し、リスクと考えられる事象ごとに「定期的なリスクの識別」、「固有リスクと残余リスクの検討」、「リスクの定量的分析・評価」、「リスクの定性的分析・評価」、「リスクへの対応と検証」を行い、あらゆるリスクに対応する体制を整備・運用しております。また、「反社会的勢力排除規程」により反社会的勢力からの不当要求等に対する対策を講じるほか、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス精神を養い浸透させるために、会社、役員および従業員一同が、顧客、取引先、株主等に対し、本規程を行動の基本とすることを確認し遵守のうえ、コンプライアンス体制の確立と企業論理の実践に努めることを定めております。

内部監査及び監査役監査の状況

a 内部監査

当社の内部監査は、内部監査規程に基づき総務部を担当部署とし、内部監査責任者は、総務部長としております。また、代表取締役は、総務部以外の者を内部監査人として指名することができ、内部監査人(2名)は、被監査部署所属者以外の者が担当することとしております。監査計画に基づく当社の全部門及び全店舗を対象として内部監査を実施しており、監査結果は、実施した都度、代表取締役社長へ報告を行っております。

b 監査役監査

当社の監査役は、常勤1名、非常勤2名の計3名選任されております。各監査役は、毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、毎月、定例取締役会にて報告を行っております。

c 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社では、定期的に監査役及び内部監査担当者が共に会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有をして連携を図っております。具体的には、監査計画策定時において協議を行う他、会計監査人による監査に必要に応じて監査役又は内部監査担当者が立ち会っております。また、会計監査人の監査結果について監査役、内部監査担当者はフィードバックを受け、問題点等の確認を行うなどフォローアップも行っております。これらの監査と内部統制部門との関係につきましては、それぞれの監査結果について情報共有及び意見交換を行うことで、監査の実効性を確保することに努めております。

社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役1名、社外監査役3名がそれぞれ選任されております。社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他利害関係はありません。社外取締役の加藤涼氏は、投資銀行での経験や他社におけるCFOの経験と知見を当社経営に活かしていただいております。

社外監査役の横山隆治は、事業法人における監査役としての豊富な経験を有していることから常勤の社外監査役として選任致しました。社外監査役の山下彰俊氏は、弁護士として活躍されており、企業法務に関するリスクについて幅広い識見と豊富な経験を有していることから、社外監査役に選任致しました。社外監査役の兒玉洋貴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務体制の監視役として社外監査役に選任致しました。なお、選任にあたり、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員として、職務遂行ができる独立性を確保できることを前提に判断しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

これは、社外取締役及び社外監査役が職務の遂行にあたり、期待された役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

なお、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額としております。

役員報酬等

a 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-------------------|----------------|----------------|---------------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストック オプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 48,582 | 48,582 | | | | 4 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | | | | | | 0 |
| 社外役員 | 2,450 | 2,450 | | | | 4 |
| 合計 | 51,032 | 51,032 | | | | 8 |

b 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

c 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役間の協議により決定しております。

株式の保有状況

a 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

b 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

a 業務を執行した公認会計士の氏名

加藤 雅之

成田 孝行

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

b 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

その他 2名

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 最近事業年度の前事業年度 | | 最近事業年度 | |
|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 3,500 | | 6,300 | |

【その他重要な報酬の内容】

該当事項は、ありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項は、ありません。

【監査報酬の決定方針】

当社監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の規模・特性、監査日数等を考慮し、当社と当社監査公認会計士等と協議のうえ決定しています。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)及び当事業年度(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成28年9月1日から平成28年11月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成28年3月1日から平成28年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社を有していないため、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへの参加・機関紙の購読等情報収集を行っております。また、監査法人等の主催するセミナーに適宜参加し、社内での情報共有を図っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成27年2月28日) | 当事業年度 (平成28年2月29日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 865,141 | 807,507 |
| 売掛金 | 48,580 | 61,756 |
| 商品及び製品 | 15,689 | 20,106 |
| 原材料及び貯蔵品 | 4,015 | 2,997 |
| 未収還付法人税等 | | 26,050 |
| 前払費用 | 54,517 | 89,624 |
| 繰延税金資産 | 66,120 | 53,986 |
| その他 | 2,338 | 2,135 |
| 流動資産合計 | 1,056,403 | 1,064,165 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1,062,988 | 1,393,429 |
| 減価償却累計額 | 351,002 | 435,531 |
| 建物（純額） | 711,985 | 957,898 |
| 工具、器具及び備品 | 108,609 | 151,480 |
| 減価償却累計額 | 41,180 | 66,487 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 67,428 | 84,992 |
| リース資産 | 153,597 | 140,470 |
| 減価償却累計額 | 73,137 | 88,947 |
| リース資産（純額） | 80,460 | 51,523 |
| 建設仮勘定 | | 18,503 |
| 有形固定資産合計 | 859,874 | 1,112,918 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 436 | 886 |
| 商標権 | 4,245 | 3,695 |
| リース資産 | 5,000 | 3,571 |
| その他 | 72 | 10,052 |
| 無形固定資産合計 | 9,756 | 18,206 |
| 投資その他の資産 | | |
| 出資金 | 80 | 80 |
| 長期前払費用 | 22,679 | 31,461 |
| 敷金及び保証金 | 325,343 | 467,134 |
| 繰延税金資産 | 33,528 | 8,969 |
| その他 | 7,238 | 8,260 |
| 投資その他の資産合計 | 388,869 | 515,905 |
| 固定資産合計 | 1,258,500 | 1,647,029 |
| 資産合計 | 2,314,904 | 2,711,195 |

| | 前事業年度 (平成27年2月28日) | 当事業年度 (平成28年2月29日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 85,685 | 119,216 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 373,160 | 487,871 |
| 1年内償還予定の社債 | 10,000 | 10,000 |
| リース債務 | 31,953 | 28,822 |
| 未払金 | 74,644 | 160,017 |
| 未払費用 | 106,084 | 130,267 |
| 未払法人税等 | 77,107 | |
| 未払消費税等 | 84,673 | 20,323 |
| 預り金 | 12,360 | 23,442 |
| 賞与引当金 | | 17,460 |
| 流動負債合計 | 855,668 | 997,421 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 15,000 | 5,000 |
| 長期借入金 | 818,174 | 1,098,711 |
| リース債務 | 59,150 | 30,328 |
| 長期前受金 | 145,860 | 112,724 |
| 資産除去債務 | 13,387 | 17,361 |
| その他 | 2,000 | |
| 固定負債合計 | 1,053,572 | 1,264,126 |
| 負債合計 | 1,909,241 | 2,261,547 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 200,000 | 200,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 150,000 | 150,000 |
| 資本剰余金合計 | 150,000 | 150,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 55,437 | 99,422 |
| 利益剰余金合計 | 55,437 | 99,422 |
| 株主資本合計 | 405,437 | 449,422 |
| 新株予約権 | 224 | 224 |
| 純資産合計 | 405,662 | 449,647 |
| 負債純資産合計 | 2,314,904 | 2,711,195 |

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成28年11月30日)

| 資産の部 | |
|------------|-----------|
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 855,579 |
| 売掛金 | 76,704 |
| 商品及び製品 | 22,490 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,403 |
| その他 | 200,532 |
| 流動資産合計 | 1,156,709 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物 | 1,809,741 |
| 減価償却累計額 | 525,981 |
| 建物（純額） | 1,283,759 |
| その他 | 312,478 |
| 減価償却累計額 | 180,542 |
| その他（純額） | 131,935 |
| 有形固定資産合計 | 1,415,695 |
| 無形固定資産 | 27,231 |
| 投資その他の資産 | |
| 敷金及び保証金 | 525,676 |
| その他 | 50,955 |
| 投資その他の資産合計 | 576,631 |
| 固定資産合計 | 2,019,558 |
| 資産合計 | 3,176,267 |

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成28年11月30日)

| 負債の部 | |
|---------------|-----------|
| 流動負債 | |
| 買掛金 | 143,508 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 546,088 |
| 未払法人税等 | 91,452 |
| 賞与引当金 | 33,820 |
| その他 | 434,072 |
| 流動負債合計 | 1,248,942 |
| 固定負債 | |
| 長期借入金 | 1,241,396 |
| 資産除去債務 | 21,728 |
| その他 | 128,607 |
| 固定負債合計 | 1,391,732 |
| 負債合計 | 2,640,674 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 200,000 |
| 資本剰余金 | 150,000 |
| 利益剰余金 | 185,367 |
| 株主資本合計 | 535,367 |
| 新株予約権 | 224 |
| 純資産合計 | 535,592 |
| 負債純資産合計 | 3,176,267 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成26年 3月 1日 至 平成27年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日) |
|--------------|---|---|
| 売上高 | 3,356,362 | 4,227,761 |
| 売上原価 | | |
| 商品期首たな卸高 | 13,001 | 15,689 |
| 当期商品仕入高 | 961,560 | 1,186,816 |
| 合計 | 974,562 | 1,202,505 |
| 商品期末たな卸高 | 15,689 | 20,106 |
| 売上原価合計 | 958,873 | 1,182,399 |
| 売上総利益 | 2,397,488 | 3,045,362 |
| 販売費及び一般管理費 | 1 2,310,302 | 1 2,938,667 |
| 営業利益 | 87,186 | 106,695 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 577 | 179 |
| 受取配当金 | 2 | 2 |
| 保険金収入 | 96 | 416 |
| 協賛金収入 | 2,403 | 397 |
| 雑収入 | 4,424 | 509 |
| 営業外収益合計 | 7,505 | 1,504 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 22,978 | 22,908 |
| 社債利息 | 101 | 37 |
| その他 | 1,512 | 2,798 |
| 営業外費用合計 | 24,592 | 25,744 |
| 経常利益 | 70,099 | 82,455 |
| 特別損失 | | |
| 子会社整理損 | 63,861 | |
| 特別損失合計 | 63,861 | |
| 税引前当期純利益 | 6,238 | 82,455 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 75,829 | 1,776 |
| 法人税等調整額 | 84,483 | 36,693 |
| 法人税等合計 | 8,653 | 38,470 |
| 当期純利益 | 14,892 | 43,984 |

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

| | 当第3四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日) |
|--------------|--|
| 売上高 | 4,043,081 |
| 売上原価 | 1,074,316 |
| 売上総利益 | 2,968,765 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,793,841 |
| 営業利益 | 174,923 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 11 |
| 受取配当金 | 2 |
| 保険料収入 | 3,052 |
| その他 | 339 |
| 営業外収益合計 | 3,406 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 17,906 |
| その他 | 4,037 |
| 営業外費用合計 | 21,943 |
| 経常利益 | 156,386 |
| 税引前四半期純利益 | 156,386 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 81,342 |
| 法人税等調整額 | 10,900 |
| 法人税等合計 | 70,441 |
| 四半期純利益 | 85,944 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年 3月 1日 至 平成27年 2月28日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 50,000 | | | 40,545 | 40,545 | 90,545 | 168 | 90,714 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | | | 300,000 | | 300,000 |
| 当期純利益 | | | | 14,892 | 14,892 | 14,892 | | 14,892 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | 56 | 56 |
| 当期変動額合計 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 14,892 | 14,892 | 314,892 | 56 | 314,948 |
| 当期末残高 | 200,000 | 150,000 | 150,000 | 55,437 | 55,437 | 405,437 | 224 | 405,662 |

当事業年度(自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 200,000 | 150,000 | 150,000 | 55,437 | 55,437 | 405,437 | 224 | 405,662 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 43,984 | 43,984 | 43,984 | | 43,984 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | 43,984 | 43,984 | 43,984 | | 43,984 |
| 当期末残高 | 200,000 | 150,000 | 150,000 | 99,422 | 99,422 | 449,422 | 224 | 449,647 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成26年 3月 1日 至 平成27年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 6,238 | 82,455 |
| 減価償却費 | 118,642 | 140,992 |
| 賞与引当金の増減額（ は減少） | | 17,460 |
| 受取利息及び受取配当金 | 580 | 181 |
| 支払利息 | 22,978 | 22,908 |
| 社債利息 | 101 | 37 |
| 売上債権の増減額（ は増加） | 9,221 | 13,175 |
| たな卸資産の増減額（ は増加） | 1,103 | 3,400 |
| 前払費用の増減額（ は増加） | 3,043 | 37,112 |
| 仕入債務の増減額（ は減少） | 17,707 | 33,531 |
| 未払金の増減額（ は減少） | 17,740 | 23,067 |
| 未払費用の増減額（ は減少） | 15,415 | 24,182 |
| 長期前受金の増減額（ は減少） | 106,387 | 33,135 |
| その他 | 153,085 | 58,848 |
| 小計 | 444,348 | 198,781 |
| 利息及び配当金の受取額 | 580 | 181 |
| 利息の支払額 | 23,823 | 25,040 |
| 法人税等の支払額 | 29,522 | 99,956 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 391,583 | 73,966 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | 1,600 | |
| 定期預金の払戻による収入 | 2,400 | 1,400 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 176,874 | 314,663 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 19,528 | 141,790 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 24,339 | |
| 長期貸付金の回収による収入 | 22,685 | |
| その他 | 2,468 | 29,778 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 151,045 | 484,832 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | 305,000 | 898,800 |
| 長期借入金の返済による支出 | 350,169 | 503,552 |
| 社債の償還による支出 | 10,000 | 10,000 |
| リース債務の返済による支出 | 32,102 | 30,616 |
| 株式の発行による収入 | 300,000 | |
| その他 | 56 | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 212,784 | 354,631 |
| 現金及び現金同等物の増減額（ は減少） | 453,321 | 56,233 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 410,419 | 863,741 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1 863,741 | 1 807,507 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～15年

工具、器具及び備品 2年～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)の定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価格の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～15年

工具、器具及び備品 2年～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)の定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価格の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) |
|----------|--|--|
| 給料及び手当 | 1,016,316 | 1,283,531 |
| 賞与引当金繰入額 | | 17,460 |
| 地代家賃 | 467,108 | 566,184 |
| 減価償却費 | 118,642 | 140,992 |
| おおよその割合 | | |
| 販売費 | 83.5% | 84.7% |
| 一般管理費 | 16.5% | 15.3% |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|-----|----|--------|
| 普通株式(株) | 1,000 | 100 | | 1,100 |

(変動事由の概要)

有償第三者割当増資による増加 100株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|---------------------|------------|--------------|----|----|--------|--------------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| ストック・オプションとしての新株予約権 | | | | | | 224 |
| 合計 | | | | | | 224 |

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 1,100 | | | 1,100 |

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|---------------------|------------|--------------|----|----|--------|--------------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| ストック・オプションとしての新株予約権 | | | | | 224 | |
| 合計 | | | | | 224 | |

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成26年 3月 1日 至 平成27年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日) |
|------------------|---|---|
| 現金及び預金 | 865,141千円 | 807,507千円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | 1,400 | |
| 現金及び現金同等物 | 863,741千円 | 807,507千円 |

(リース取引関係)

前事業年度(平成27年2月28日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として店舗における厨房機器等(工具、器具及び備品)であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 50,044千円

1年超 54,879千円

合計 104,924千円

当事業年度(平成28年2月29日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として店舗における厨房機器等(工具、器具及び備品)であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 119,541千円

1年超 455,524千円

合計 575,066千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の保証された短期的な預金に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用度の高い相手先に集約することにより、リスクの低減を行っております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金・未払金は主に1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は原則として5年以内であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 865,141 | 865,141 | |
| (2) 売掛金 | 48,580 | 48,580 | |
| (3) 敷金及び保証金 | 325,343 | 294,466 | 30,877 |
| 資産計 | 1,239,065 | 1,208,188 | 30,877 |
| (1) 買掛金 | 85,685 | 85,685 | |
| (2) 未払金 | 74,644 | 74,644 | |
| (3) 未払費用 | 106,084 | 106,084 | |
| (4) 未払法人税等 | 77,107 | 77,107 | |
| (5) 未払消費税等 | 84,673 | 84,673 | |
| (6) 社債(1年以内償還予定の社債含む) | 25,000 | 25,249 | 249 |
| (7) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む) | 1,191,334 | 1,193,434 | 2,100 |
| (8) 長期前受金 | 145,860 | 145,769 | 91 |
| (9) リース債務(1年以内返済予定のリース債務含む) | 91,104 | 91,018 | 86 |
| 負債計 | 1,881,493 | 1,883,666 | 2,172 |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 社債(1年以内償還予定の社債含む)、(7) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)

社債・長期借入金の時価については、元金金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (8) 長期前受金

長期前受金の時価については、合理的に見積もった償却予定時期に基づき、その金額を国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (9) リース債務(1年内返済予定のリース債務含む)

元金金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 865,141 | | | |
| 売掛金 | 48,580 | | | |
| 敷金及び保証金 | 53,192 | 170,885 | 101,265 | |
| 合計 | 966,914 | 170,885 | 101,265 | |

(注3) 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 社債 | 10,000 | 10,000 | 5,000 | | | |
| 長期借入金 | 373,160 | 321,383 | 267,092 | 147,179 | 48,530 | 33,990 |
| リース債務 | 31,953 | 28,822 | 21,245 | 9,082 | | |
| 合計 | 415,113 | 360,205 | 293,337 | 156,261 | 48,530 | 33,990 |

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の保証された短期的な預金に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用度の高い相手先に集約することにより、リスクの低減を行っております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金・未払金は主に1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は原則として5年以内であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 807,507 | 807,507 | |
| (2) 売掛金 | 61,756 | 61,756 | |
| (3) 未収還付法人税等 | 26,050 | 26,050 | |
| (4) 敷金及び保証金 | 467,134 | 472,224 | 5,090 |
| 資産計 | 1,362,448 | 1,367,539 | 5,090 |
| (1) 買掛金 | 119,216 | 119,216 | |
| (2) 未払金 | 160,017 | 160,017 | |
| (3) 未払費用 | 130,267 | 130,267 | |
| (4) 未払消費税等 | 20,323 | 20,323 | |
| (5) 社債(1年以内償還予定の社債含む) | 15,000 | 15,049 | 49 |
| (6) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む) | 1,586,582 | 1,592,752 | 6,170 |
| (7) 長期前受金 | 112,724 | 113,216 | 491 |
| (8) リース債務(1年以内返済予定のリース債務含む) | 59,150 | 59,587 | 437 |
| 負債計 | 2,203,283 | 2,210,431 | 7,148 |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 社債(1年以内償還予定の社債含む)、(6) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)

社債・長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (7) 長期前受金

長期前受金の時価については、合理的に見積もった償却予定時期に基づき、その金額を国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (8) リース債務(1年内返済予定のリース債務含む)

元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 807,507 | | | |
| 売掛金 | 61,756 | | | |
| 未収還付法人税等 | 26,050 | | | |
| 敷金及び保証金 | 79,180 | 224,145 | 163,808 | |
| 合計 | 974,494 | 224,145 | 163,808 | |

(注3) 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 社債 | 10,000 | 5,000 | | | | |
| 長期借入金 | 487,871 | 435,790 | 315,275 | 216,146 | 117,958 | 13,542 |
| リース債務 | 28,822 | 21,245 | 9,082 | | | |
| 合計 | 526,693 | 462,035 | 324,357 | 216,146 | 117,958 | 13,542 |

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | | | |
|--------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年12月2日 | 平成25年12月2日 | 平成26年3月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役4名 | 当社従業員7名 | 当社取締役2名 |
| 株式の種類及び付与数(株) (注)1 | 普通株式 60株 | 普通株式 13株 | 普通株式 15株 |
| 付与日 | 平成25年12月3日 | 平成25年12月3日 | 平成26年3月26日 |
| 権利確定条件 | (注)2 | (注)2 | (注)2 |
| 対象勤務期間 | 付されていない | 付されていない | 付されていない |
| 権利行使期間 | 平成27年8月1日～ 平成32年7月31日 | 平成27年12月3日～ 平成35年12月2日 | 平成27年8月1日～ 平成32年7月31日 |

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、権利行使時において当社の役員、従業員若しくは子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成27年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | | | |
|----------|------------|------------|------------|
| 決議年月日 | 平成25年12月2日 | 平成25年12月2日 | 平成26年3月25日 |
| 権利確定前(株) | | | |
| 前事業年度末 | 45 | 13 | |
| 付与 | | | 15 |
| 失効 | | 1 | |
| 権利確定 | | | |
| 未確定残 | 45 | 12 | 15 |
| 権利確定後(株) | | | |
| 前事業年度末 | | | |
| 権利確定 | | | |
| 権利行使 | | | |
| 失効 | | | |
| 未行使残 | | | |

単価情報

| 決議年月日 | 平成25年12月2日 | 平成25年12月2日 | 平成26年3月25日 |
|-------------------|------------|------------|------------|
| 権利行使価格(円) | 22,371 | 22,371 | 22,371 |
| 行使時平均株価(円) | | | |
| 付与日における公正な評価単価(円) | | | |

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式会社であることから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積もり方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

214,389千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | | | |
|--------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年12月2日 | 平成25年12月2日 | 平成26年3月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役4名 | 当社従業員7名 | 当社取締役2名 |
| 株式の種類及び付与数(株) (注)1 | 普通株式 60株 | 普通株式 13株 | 普通株式 15株 |
| 付与日 | 平成25年12月3日 | 平成25年12月3日 | 平成26年3月26日 |
| 権利確定条件 | (注)2 | (注)2 | (注)2 |
| 対象勤務期間 | 付されていない | 付されていない | 付されていない |
| 権利行使期間 | 平成27年8月1日～ 平成32年7月31日 | 平成27年12月3日～ 平成35年12月2日 | 平成27年8月1日～ 平成32年7月31日 |

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、権利行使時において当社の役員、従業員若しくは子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成28年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | | | |
|----------|------------|------------|------------|
| 決議年月日 | 平成25年12月2日 | 平成25年12月2日 | 平成26年3月25日 |
| 権利確定前(株) | | | |
| 前事業年度末 | 45 | 12 | 15 |
| 付与 | | | |
| 失効 | | 1 | |
| 権利確定 | 45 | 11 | 15 |
| 未確定残 | | | |
| 権利確定後(株) | | | |
| 前事業年度末 | | | |
| 権利確定 | 45 | 11 | 15 |
| 権利行使 | | | |
| 失効 | | | |
| 未行使残 | 45 | 11 | 15 |

単価情報

| 決議年月日 | 平成25年12月2日 | 平成25年12月2日 | 平成26年3月25日 |
|-------------------|------------|------------|------------|
| 権利行使価格(円) | 22,371 | 22,371 | 22,371 |
| 行使時平均株価(円) | | | |
| 付与日における公正な評価単価(円) | | | |

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式会社であることから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積もり方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

211,411千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成27年2月28日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 7,139千円 |
| 未払事業所税 | 2,269 " |
| 未払費用 | 4,534 " |
| 協賛金 | 51,984 " |
| 子会社整理損 | 25,141 " |
| 減価償却超過額 | 9,687 " |
| 資産除去債務 | 4,771 " |
| その他 | 2,147 " |
| 繰延税金資産小計 | 107,674千円 |
| 評価性引当額 | 4,771 " |
| 繰延税金資産合計 | 102,903千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 3,254 " |
| 繰延税金負債合計 | 3,254 " |
| 繰延税金資産純額 | 99,649千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|--------------------|---------|
| 法定実効税率 | 38.01% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.78% |
| 住民税均等割等 | 50.06% |
| 評価性引当額の増減 | 358.01% |
| 留保金課税 | 98.36% |
| 特別税額控除 | 71.54% |
| 税率変更の影響 | 106.21% |
| その他 | 5.60% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 138.71% |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

4．決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後開始する事業年度より法人税率の引き下げ、及び事業税率が段階的に引き下げられることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、平成28年3月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、35.6%から33.1%に変更され、平成29年3月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、32.3%にそれぞれ変更されます。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度(平成28年2月29日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------|----------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 308千円 |
| 未払事業所税 | 2,503 " |
| 未払費用 | 5,487 " |
| 協賛金 | 36,663 " |
| 賞与引当金 | 6,660 " |
| 減価償却超過額 | 10,167 " |
| 繰越欠損金 | 2,081 " |
| 資産除去債務 | 5,415 " |
| その他 | 3,059 " |
| 繰延税金資産小計 | 72,346千円 |
| 評価性引当額 | 5,415 " |
| 繰延税金資産合計 | 66,931千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 3,975 " |
| 繰延税金負債合計 | 3,975 " |
| 繰延税金資産純額 | 62,955千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|--------------------|--------|
| 法定実効税率 | 35.64% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.31% |
| 住民税均等割等 | 4.43% |
| 評価性引当額の増減 | 1.45% |
| 税率変更の影響 | 7.01% |
| その他 | 3.19% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 46.65% |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から回収または支払が見込まれる期間が平成28年3月1日から平成29年2月29日までのものは33.1%、平成29年3月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

4．決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から、平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%に変更されます。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成27年2月28日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業店舗用建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から6年～15年と見積り、割引率は0.674～1.758%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|----------|
| 期首残高 | 11,809千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 1,733千円 |
| 時の経過による調整額 | 167千円 |
| その他の増減額(は減少) | 323千円 |
| 期末残高 | 13,387千円 |

当事業年度(平成28年2月29日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業店舗用建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から6年～15年と見積り、割引率は0.111～1.758%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|----------|
| 期首残高 | 13,387千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 3,786千円 |
| 時の経過による調整額 | 187千円 |
| 期末残高 | 17,361千円 |

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

| 種類 | 会社等の名称または氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高 |
|----|-------------|-----|----------|-----------|------------------|-----------|-----------|-----------|----|------|
| 役員 | 坂井英也 | | | 当社代表取締役社長 | (被所有)直接 50.9% | 債務被保証 | 債務被保証(注1) | 1,191,334 | | |
| 役員 | 坂井英也 | | | 当社代表取締役社長 | (被所有)直接 50.9% | 債務被保証 | 債務被保証(注2) | 393,287 | | |
| 役員 | 坂井英也 | | | 当社代表取締役社長 | (被所有)直接 50.9% | 債務被保証 | 債務被保証(注3) | 32,201 | | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注2) 当社は店舗の賃借料について債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っていません。また、取引金額は賃借料の年額を記載しております。

(注3) 当社のリース債務に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っていません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

| 種類 | 会社等の名称または氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高 |
|----|-------------|-----|----------|-----------|------------------|-----------|-----------|-----------|----|------|
| 役員 | 坂井英也 | | | 当社代表取締役社長 | (被所有)直接 50.9% | 債務被保証 | 債務被保証(注1) | 1,586,582 | | |
| 役員 | 坂井英也 | | | 当社代表取締役社長 | (被所有)直接 50.9% | 債務被保証 | 債務被保証(注2) | 446,937 | | |
| 役員 | 坂井英也 | | | 当社代表取締役社長 | (被所有)直接 50.9% | 債務被保証 | 債務被保証(注3) | 19,273 | | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っていません。

(注2) 当社は店舗の賃借料について債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っていません。また、取引金額は賃借料の年額を記載しております。

(注3) 当社のリース債務に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っていません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) |
|--------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 368.58円 | 408.57円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 14.53円 | 39.99円 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、平成28年12月2日開催の取締役会決議により、平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日) | 当事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) |
|--|--|--|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益(千円) | 14,892 | 43,984 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 14,892 | 43,984 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 1,025 | 1,100 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 新株予約権1種類(新株予約権の数72個)これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 新株予約権1種類(新株予約権の数71個)これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (平成27年2月28日) | 当事業年度 (平成28年2月29日) |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 405,662 | 449,647 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | 224 | 224 |
| (うち新株予約権)(千円) | (224) | (224) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 405,437 | 449,422 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株) | 1,100 | 1,100 |

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

当社は、平成28年12月2日開催の取締役会決議により、平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行うとともに、平成28年12月14日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年12月20日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

| | |
|-----------------|------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 1,100株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 1,098,900株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 1,100,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 4,400,000株 |

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年12月21日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成29年3月1日に開始する会計年度及び平成30年3月1日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成31年3月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| | 当第3四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日) |
|-------|--|
| 減価償却費 | 139,288千円 |

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、飲食事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当第3四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日) |
|---|--|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 78円13銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 四半期純利益金額(千円) | 85,944 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(千円) | 85,944 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 1,100 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成28年12月2日開催の取締役会決議により、平成28年12月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行うとともに、平成28年12月14日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年12月20日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

| | |
|-----------------|------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 1,100株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 1,098,900株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 1,100,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 4,400,000株 |

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年12月21日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【附属明細表】（平成28年2月29日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高(千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 1,062,988 | 330,441 | | 1,393,429 | 435,531 | 84,528 | 957,898 |
| 工具、器具及び備品 | 108,609 | 42,871 | | 151,480 | 66,487 | 25,307 | 84,992 |
| リース資産 | 153,597 | | 13,126 | 140,470 | 88,947 | 28,936 | 51,523 |
| 建設仮勘定 | | 18,503 | | 18,503 | | | 18,503 |
| 有形固定資産計 | 1,325,194 | 391,817 | 13,126 | 1,703,885 | 590,966 | 138,773 | 1,112,918 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 514 | 690 | | 1,204 | 317 | 240 | 886 |
| 商標権 | 5,500 | | | 5,500 | 1,804 | 550 | 3,695 |
| リース資産 | 7,143 | | | 7,143 | 3,571 | 1,428 | 3,571 |
| その他 | 72 | 9,979 | | 10,052 | | | 10,052 |
| 無形固定資産計 | 13,230 | 10,669 | | 23,900 | 5,693 | 2,219 | 18,206 |
| 長期前払費用 | 52,275 | 35,710 | 11,859 | 76,126 | 44,664 | 24,223 | 31,461 |

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 建物 | 新店オープンによる | 315,215千円 |
| 工具、器具及び備品 | 新店オープンによる | 39,159 " |

【社債明細表】

| 銘柄 | 発行年月日 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 利率(%) | 担保 | 償還期限 |
|----------|------------|--------------------|--------------------|-------|----|------------|
| 第1回無担保社債 | 平成24年3月30日 | 25,000 (10,000) | 15,000 (10,000) | 0.35 | なし | 平成29年3月31日 |
| 合計 | | 25,000 (10,000) | 15,000 (10,000) | | | |

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年以内償還予定の金額であります。

2. 決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

| 1年以内 (千円) | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 10,000 | 5,000 | | | |

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|------------------------|---------------|---------------|-------------|---------------------------|
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 373,160 | 487,871 | 1.42 | |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | 31,953 | 28,822 | 2.73 | |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く) | 818,174 | 1,098,711 | 1.34 | 平成29年5月31日～ 平成35年3月31日 |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く) | 59,150 | 30,328 | 1.31 | 平成29年3月6日～ 平成31年1月31日 |
| 合計 | 1,282,438 | 1,645,732 | | |

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| 区分 | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 435,790 | 315,275 | 216,146 | 117,958 |
| リース債務 | 21,245 | 9,082 | | |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 賞与引当金 | | 17,460 | | | 17,460 |

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成28年2月29日現在)

現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | 15,582 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 647,278 |
| 定期預金 | 19,810 |
| 定期積金 | 2,400 |
| 通知預金 | 122,436 |
| 計 | 791,925 |
| 合計 | 807,507 |

売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|------------|--------|
| 楽天(株) | 26,625 |
| (株)ジェーシービー | 22,861 |
| (株)横浜岡田屋 | 5,120 |
| (株)丸井 | 2,702 |
| (株)西鉄ホテルズ | 1,439 |
| その他 | 3,006 |
| 合計 | 61,756 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高(千円) | 当期発生高(千円) | 当期回収高(千円) | 当期末残高(千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------------------|--|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ | $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$ |
| 48,580 | 1,079,913 | 1,066,737 | 61,756 | 94.5 | 18.7 |

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品及び製品

| 区分 | 金額(千円) |
|----|--------|
| 食材 | 20,106 |
| 合計 | 20,106 |

原材料及び貯蔵品

| 区分 | 金額(千円) |
|-------------------|--------|
| てけてけメニューカバー | 2,368 |
| the 3rd Burger貯蔵品 | 597 |
| 切手・印紙 | 32 |
| 合計 | 2,997 |

敷金及び保証金

| 相手先 | 金額(千円) |
|-------------|---------|
| 三井住友信託銀行(株) | 48,000 |
| 森ビル(株) | 27,107 |
| 丸紅(株) | 22,387 |
| (有)新新園 | 19,890 |
| 合力不動産開発(株) | 18,144 |
| その他 | 331,605 |
| 合計 | 467,134 |

買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|-----------|---------|
| (株)カクヤス | 39,012 |
| (株)まつの | 32,327 |
| (株)ショクリュー | 17,810 |
| (株)泉八 | 15,938 |
| 三菱食品(株) | 5,077 |
| その他 | 9,049 |
| 合計 | 119,216 |

1年内返済予定の長期借入金

| 相手先 | 金額(千円) |
|--------------|---------|
| (株)日本政策金融公庫 | 93,618 |
| (株)みずほ銀行 | 90,422 |
| (株)三井住友銀行 | 84,600 |
| (株)りそな銀行 | 39,996 |
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 37,692 |
| その他 | 141,543 |
| 合計 | 487,871 |

未払金

| 相手先 | 金額(千円) |
|----------------------|---------|
| タジマ創研(株) | 37,368 |
| (株)ヨシダインテリア | 17,321 |
| (株)アッシュ | 16,848 |
| アメリカン・エクスプレス・ジャパン(株) | 12,372 |
| 事業所税 | 7,563 |
| その他 | 68,544 |
| 合計 | 160,017 |

長期借入金

| 相手先 | 金額(千円) |
|--------------|-----------|
| (株)みずほ銀行 | 264,681 |
| (株)三井住友銀行 | 217,156 |
| (株)りそな銀行 | 128,000 |
| (株)日本政策金融公庫 | 85,600 |
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 84,030 |
| その他 | 319,244 |
| 合計 | 1,098,711 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|--|--|
| 事業年度 | 毎年3月1日から翌年2月末日まで |
| 定時株主総会 | 毎年5月 |
| 基準日 | 毎年2月末日 |
| 株券の種類 | |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年2月末日、毎年8月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新株交付手数料 | |
| 単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取買増手数料 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://united-collective.co.jp/publicnotice/ |
| 株主に対する特典 | なし |

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 株式 | 新株予約権 |
|-------------|---------------------|---|
| 発行年月日 | 平成26年12月31日 | 平成26年3月26日 |
| 種類 | 普通株式 | 新株予約権の付与 (ストック・オプション) |
| 発行数 | 100株 | 普通株式15株 |
| 発行価格 | 3,000,000円 (注) 1 | 22,371円 (注) 2 |
| 資本組入額 | 1,500,000円 | 11,186円 |
| 発行価額の総額 | 300,000,000円 | 335,565円 |
| 資本組入額の総額 | 150,000,000円 | 167,790円 |
| 発行方法 | 有償第三者割当 | 平成26年3月25日開催 の臨株主総会において、 会社法第236条、238条 及び第239条の規定に 基づく新株予約権の付与 に関する決議を行って おります。 |
| 保有期間等に関する確約 | | |

(注) 1. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

2. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

| | 新株予約権 |
|----------------|---|
| 行使時の払込金額 | 1株につき22,371円 |
| 行使期間 | 平成27年8月1日から 平成32年7月31日まで |
| 行使の条件 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の行使によって取得した株式の譲渡をする場合には、当社の取締役会の承認を得なければならない。 |

4. 平成28年12月2日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月21日付けで1株を1,000株とする株式分割が行われておりますが、新株予約権の発行数、発行価格、資本組み入れ額及び行使時の払込金額は当該株式分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の 職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格(単価) (円) | 取得者と 提出会社との関係 |
|---|--------------------|------------------------------------|-------------|----------------------------|------------------|
| サントリー酒類(株) 代表取締役社長 小島 孝 資本金 10億円 | 東京都港区台場二丁目3番 3号 | スピリッツ・ ビール類・ワ イン等酒類の 国内販売 | 100 | 300,000,000 (3,000,000) | 取引先 |

(注) 平成28年12月2日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月21日付けで1株を1,000株とする株式分割が行われておりますが、上記割当株数及び単価は当該株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の 職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格(単価) (円) | 取得者と 提出会社との関係 |
|----------------|--------|------------------------|-------------|---------------------|----------------------|
| 中瀬 一人 | 東京都渋谷区 | 会社役員 | 10 | 223,710 (22,371) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 矢野 秀樹 | 千葉県船橋市 | 会社役員 | 5 | 111,855 (22,371) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載していません。

2. 平成28年12月2日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月21日付けで1株を1,000株とする株式分割が行われておりますが、上記割当株数及び単価は当該株式分割前の内容を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対 する所有株式数 の割合(%) |
|---------------------|------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 坂井 英也 1, 2 | 東京都港区 | 560,000 | 47.86 |
| パトリック&カンパニー(株) 1 | 東京都港区南青山七丁目12番5号 | 410,000 | 35.04 |
| サントリー酒類(株) 1 | 東京都港区台場二丁目3番3号 | 100,000 | 8.55 |
| 坂井 満男 1, 4 | 東京都豊島区 | 20,000 | 1.71 |
| 坂井 キヨ子 1, 4 | 東京都豊島区 | 10,000 | 0.85 |
| 中瀬 一人 3 | 東京都渋谷区 | 25,000 (25,000) | 2.14 (2.14) |
| 矢野 秀樹 3 | 千葉県船橋市 | 20,000 (20,000) | 1.71 (1.71) |
| 本郷 雄太 3 | 東京都中央区 | 15,000 (15,000) | 1.28 (1.28) |
| 渡邊 烈任 5 | 神奈川県藤沢市 | 3,000 (3,000) | 0.26 (0.26) |
| 佐藤 雅幸 5 | 埼玉県戸田市 | 3,000 (3,000) | 0.26 (0.26) |
| 柳林 義継 5 | 東京都江戸川区 | 2,000 (2,000) | 0.17 (0.17) |
| 村田 世司 5 | 東京都府中市 | 2,000 (2,000) | 0.17 (0.17) |
| 計 | | 1,170,000 (70,000) | 100.00 (5.98) |

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の 番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
- 2 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
- 3 特別利害関係者等(当社取締役)
- 4 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)
- 5 当社従業員

2. ()内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年 1月12日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 雅之指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成田 孝行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユナイテッド&コレクティブ株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド&コレクティブ株式会社の平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 1月12日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 雅之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成田 孝行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユナイテッド&コレクティブ株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド&コレクティブ株式会社の平成27年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 1月12日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 雅之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成田 孝行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユナイテッド&コレクティブ株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第17期事業年度の第3四半期会計期間（平成28年9月1日から平成28年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年3月1日から平成28年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド&コレクティブ株式会社の平成28年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。